

独立行政法人農畜産業振興機構の
平成 29 年度に係る業務の実績に関する評価書

農林水産省

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項					
法人名	独立行政法人農畜産業振興機構				
評価対象事業年度	年度評価	平成 29 年度（第 3 期）			
	中期目標期間	平成 25～29 年度			
2. 評価の実施者に関する事項					
主務大臣	農林水産大臣				
法人所管部局	生産局	担当課、責任者	総務課長 菅家 秀人		
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 前田 剛志		
3. 評価の実施に関する事項					
農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領（平成 27 年 4 月 27 日付け 27 評第 104 号政策評価審議官通知。以下「評価実施要領」という。）に基づき、法人が自ら評価を行った結果を明らかにした報告書（以下「自己評価書」という。）を踏まえて、政策に関する責任の一貫性及び評価の的確性を確保するため、法人所管部局である生産局が法人の業務の実績評価（以下「評価」という。）を実施し、評価書案を作成した。また、評価を実施するに当たっては、農林水産省独立行政法人評価有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催し、外部有識者の意見を聴いた。さらに、評価の客観性を担保するため、大臣官房広報評価課が評価書案の点検を行った上で、評価書を決定した。 なお、有識者会議に併せ、法人の長及び役員等にヒアリングを実施するとともに、監事から意見を聴取することにより、評価に必要な情報を収集した。					
4. その他評価に関する重要事項					
特になし。					

様式 1－1－2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定																								
評定 (S、A、B、C、D)	B : 平成 29 年度の業務は、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況																						
		25 年度(注)	26 年度	27 年度	28 年度																			
		A	B	B	B																			
評定に至った理由	<p>評価を行った結果、小項目では 1 項目が c 評価となったが、中項目、大項目の評価は、いずれも B 評価となっており、また、全体の評定を引き下げる事象もなかったため、評価実施要領に基づき B 評価とした。</p> <p>(項目別評定の分布)</p> <p>小項目では、124 項目中 108 項目が b 評価、1 項目が c 評価、評価対象外が 15 項目</p> <p>中項目では、27 項目中 18 項目が B 評価、評価対象外が 9 項目</p> <p>大項目では、8 項目中 6 項目が B 評価、評価対象外が 2 項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目(大項目)</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第 3 予算、収支計画及び資金計画</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第 4 短期借入金の限度額</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第 6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第 7 剰余金の使途</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第 8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目(大項目)	評価	第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置	B	第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置	B	第 3 予算、収支計画及び資金計画	B	第 4 短期借入金の限度額	B	第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B	第 6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—	第 7 剰余金の使途	—	第 8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	B					
評価項目(大項目)	評価																							
第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置	B																							
第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置	B																							
第 3 予算、収支計画及び資金計画	B																							
第 4 短期借入金の限度額	B																							
第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B																							
第 6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—																							
第 7 剰余金の使途	—																							
第 8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	B																							

注：平成 25 年度の評価にあっては、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果であり、A 又は a 評定が標準。平成 26 年度以降の評価にあっては、主務大臣の評価結果であり、B 又は b 評定が標準。

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	業務運営の効率化の項目については、業務経費（附帯事務費）や一般管理費を計画どおり削減している。また、調達等合理化計画に基づく契約の適正化、内部統制に係る平成 27 年度からの新たな取組についても、計画どおりに実施している。国民に対して提供するサービスの項目については、経営安定対策では、目標どおりの迅速な交付金の交付等を行っているほか、需給調整・価格安定対策、国の要請を踏まえた平成 29 年梅雨期における豪雨及び暴風雨等の自然災害や高病原性鳥インフルエンザの発生に係る畜産の緊急対策についても、的確に実施している。情報収集提供業務に関しては、外部の専門家等の意見を踏まえて、ニーズに対応した情報の重点化に取り組んでいる。この他、砂糖勘定の繰越欠損金に関する借入コストの抑制、不要財産の国庫納付等についても、計画どおりに実施しており、総じて順調な組織運営を行っていると評価する。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など

項目別評定で指摘した 課題、改善事項	<ul style="list-style-type: none"> 内部統制については、平成27年度に施行された独立行政法人通則法の一部改正に基づき、内部統制に係る体制・規程等を整備し、取組を行っているが、今後も、その定着をさらに図るとともに、有効性の観点から隨時見直し・充実を図る必要がある。 情報セキュリティについては、政府機関統一基準群等の改正を踏まえた関連規程等の見直し、標的型メール攻撃を想定した訓練、プロキシサーバの導入などの取組を行っており、重大なインシデントは発生していない。しかし、機構は多数の個人情報を有していることから、外部からの標的型攻撃等により情報セキュリティの脅威が高まっている実態等を踏まえ、今後も必要に応じて十分な対策を講じる必要がある。 施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施のうち、費用対効果分析を実施している事業で設置した施設の事後評価において、全件数に占める投資効率が1を超えた割合が82%に止まり、達成度合が91%となったことから「c」評価とした。引き続き早い段階からの指導等に努めるとともに、投資効率が1以下となった場合は、要因分析とその結果に応じた的確な支援等を行う必要がある。 糖価調整制度の安定的な運営を図るため、制度関係者による共同した取組が実施されているところであるが、機構の砂糖勘定（調整金収支）では、平成29年度の収支が、国際糖価の上昇に伴う調整金収入の減少により10億円の当期損失が生じ、平成29年度末の繰越欠損金が263億円となっている。機構においては、今後も短期借入れを行うに当たって短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める必要がある。
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項

監事等からの意見	特になし。
その他特記事項	特になし。

様式 1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調 書No.	備考
	25年 度	26年 度	27年 度	28年 度	29年 度		
I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
○1 事業費の削減・効率化	A	B	B	B	B	1-1	
○2 業務運営の効率化による経費の削減	A	B	B	B	B	1-2	
(1)経費の削減						〃	
◇①一般管理費の対前年度比の縮減率	a	b	b	b	b	〃	
◇②地方事務所の賃借料等の経費削減の検討	a	b	b	b	b	〃	
(2)給与水準の適正化						〃	
◇①職員の給与水準の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数について当該年度に計画した具体的な目標値と実績との対比	a	b	b	b	b	〃	
◇②政府方針を踏まえた適切な対応等	a	b	b	b	b	〃	
(3)随意契約の見直しに向けた計画的取組						〃	
◇①「調達等合理化計画」に基づく取組	a	b	b	b	b	〃	
◇②競争性、透明性の確保	a	b	b	b	b	〃	
◇③入札・契約の適正な実施についての監査	a	b	b	b	b	〃	
○3 業務執行の改善	A	B	B	B	B	1-3	
(1)業務全体の点検・評価						〃	
◇①業務全体の点検・分析を通じた業務運営の的確な点検・評価	a	b	b	b	b	〃	
◇②第三者機関による業務の点検・評価の実施	a	b	b	b	b	〃	
◇③第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映	a	b	b	b	b	〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調 書No.	備考
	25年 度	26年 度	27年 度	28年 度	29年 度		
(2)補助事業の審査・評価						〃	
◇①事業の達成状況等の自己評価	a	b	b	b	b	〃	
◇②第三者機関による事業の審査・評価	a	b	b	b	b	〃	
◇③必要に応じた業務の見直し	a	b	b	b	b	〃	
(3)内部統制機能の充実・強化						〃	
◇①内部監査マニュアルに基づく内部監査の実施	a	b	b	b	b	〃	
◇②コンプライアンス推進に向けた計画的取組	a	b	b	b	b	〃	
◇③役職員間の意思疎通及び情報共有化の推進	a	b	b	b	b	〃	
◇④個人情報保護対策の推進	a	b	b	b	b	〃	
◇⑤理事長の意思決定の補佐			b	b	b	〃	平成 27 年度から 実施
◇⑥内部統制の推進			b	b	b	〃	
◇⑦リスク管理対策の推進			b	b	b	〃	
◇(4)情報セキュリティ対策の向上	b	b	b	b	b	〃	
◇(5)緊急時を含めた連絡体制の整備	a	b	b	b	b	〃	
○4 機能的で効率的な組織体制の整備	A	B	B	B	B	1-4	
◇(1)必要に応じた機能的で効率的な組織体制の見直し	a	b	b	b	b	〃	
◇(2)理事数についての検証等	a	b	b	b	b	〃	
○5 補助事業の効率化等	A	B	B	B	B	1-5	
◇(1)補助事業についての事業実施主体の選定への公募の実施	a	b	b	b	b	〃	
(2)施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施						〃	
◇①事業実施主体との協議	a	b	b	b	b	〃	

注：平成 25 年度の評価にあっては、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果であり、A 又は a 評定が標準。

平成 26 年度以降の評価にあっては、主務大臣の評価結果であり、B 又は b 評定が標準。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書No.	備考
	25年 度	26年 度	27年 度	28年 度	29年 度		
◇②費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものの採択	a	b	b	b	b	〃	
◇③設置する施設等についての必要に応じた現地調査の実施	a	b	b	b	b	〃	
◇④設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目）までのもの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施	a	b	b	b	b	〃	
◇⑤事後評価	b	c	b	c	c	〃	
(3)補助事業の適正、効率的な実施の確保						〃	
◇①業務執行規程等の基準に基づいた事業の審査	a	b	b	b	b	〃	
◇②巡回指導等の実施	a	b	b	b	b	〃	
◇③事業の進行管理システムに基づいた進行管理の実施	a	b	b	b	b	〃	
◇④ホームページでの事業概要及び採択した事業の概要の公表	a	b	b	b	b	〃	
◇⑤事務処理手続きの迅速化	a	b	b	b	b	〃	
◇⑥新規等の補助事業への適切な評価手法の導入	a	b	—	b	—	〃	
◇⑦評価手法の必要に応じた改善等	a	b	b	b	b	〃	
◇⑧決算上の不用理由の分析	a	b	b	b	b	〃	
◇⑨補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直し	a	b	b	b	b	〃	
◇⑩基準等の見直し	—	—	b	b	b	〃	
○6 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組	A	B	B	B	B	1-6	
○7 長期借り入れを行う場合の留意事項	—	—	—	—	—	1-7	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書No.	備考
	25年 度	26年 度	27年 度	28年 度	29年 度		
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためるべき措置							
○1 経営安定対策	A	B	B	B	B		
(1)畜産関係業務							
①畜産業振興事業							
ア 肉用牛対策							
◇(ア) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る所要（当面の必要額）の基金造成	a	b	b	b	b	2-1	
◇(イ)都道府県団体による生産者への迅速な交付について各種会議等での指導	a	b	b	b	b	2-1	
◇イ 養豚対策 生産者補填金の的確な交付	a	—	—	—	—	2-1	
◇ウ 補完対策 経営安定対策の補完対策の事業の効率的かつ適正な実施	a	b	b	b	b	2-1	
②加工原料乳生産者補給交付金の交付							
◇ア 生産者補給交付金の交付	a	b	b	b	b	2-2	
◇イ 受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報の公表	a	b	b	b	b	2-2	
③肉用子牛生産者補給交付金の交付							
◇ア 生産者補給交付金の交付	a	b	b	b	b	2-3	
イ ホームページ等による交付状況等の公表							
◇(ア) 5業務日以内の公表	a	b	b	b	b	2-3	
◇(イ) 生産者補給金交付通知書(葉書)の活用	a	b	—	—	b	2-3	
(2)野菜関係業務							
◇①指定野菜価格安定対策事業 生産者補給交付金等の交付	a	b	b	b	b	2-6	
②契約指定野菜安定供給事業							
◇ア 生産者補給交付金の交付	a	b	b	b	b	2-6	

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別調書No.	備考
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
◇イ リレー出荷に係る特例措置の周知	a	b	b	b	b	2-6		
◇③特定野菜等供給産地育成価格差補給事業助成金の交付	a	b	b	b	b	2-7		
◇④野菜農業振興事業 国、事業実施主体等との連携に基づく野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施	a	b	b	b	b	2-7		
◇⑤ホームページ等による業務内容等の公表	a	b	b	b	b	2-6		
(3)砂糖関係業務								
◇①甘味資源作物交付金の交付	a	b	b	b	b	2-8		
◇②国内産糖交付金の交付	a	b	b	b	b	2-8		
◇③ホームページ等による業務内容等の公表	a	b	b	b	b	2-8		
(4)でん粉関係業務								
◇①でん粉原料用いも交付金の交付	a	b	b	b	b	2-9		
◇②国内産いもでん粉交付金の交付	a	b	b	b	b	2-9		
◇③ホームページ等による業務内容等の公表	a	b	b	b	b	2-9		
○2 需給調整・価格安定対策	A	B	B	B	B			
(1)畜産関係業務								
①指定食肉の売買								
◇ア 30業務日以内の買入れ又は売渡しの実施	-	-	-	-	-	2-4		
◇イ 指定食肉の需給動向の公表	a	b	b	b	b	2-4		
②生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助								
◇ア 畜産物の需給動向の把握	a	b	b	b	b	2-4		
◇イ 14業務日以内の調整保管の開始	-	-	-	-	-	2-4		

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別調書No.	備考
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
③指定乳製品等の輸入・売買								
◇ア 20業務日以内の需要者へ売渡しの実施	-	b	b	b	b	b	2-5	
◇イ 国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入及び手当て	a	b	b	b	b	b	2-5	
ウ 国が指示する方針による、指定乳製品の的確な売り渡し等								
◇(ア)指定乳製品等の的確な売り渡し	a	b	b	b	b	b	2-5	
◇(イ)需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握	a	b	b	b	b	b	2-5	
◇エ 生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報の公表	a	b	b	b	b	b	2-5	
◇オ 売買実績に係る情報の公表	a	b	b	b	b	b	2-5	
◇学乳給食用牛乳供給事業 学校給食供給目標に係る達成率	a							26年度以降、国へ移管
(2)野菜関係業務								
①野菜農業振興事業の実施								
◇ア 国、事業実施主体等との連携に基づく野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施	a	b	b	b	b	b	2-7	
◇イ 緊急需給調整事業の見直しに向けた検討	a	b	b	b	b	b	2-7	
◇②ホームページ等による業務内容等の公表	a	b	b	b	b	b	2-7	
◇(3)砂糖関係業務 輸入指定糖・異性化糖等の売買実績の公表	a	b	b	b	b	b	2-8	
◇(4)でん粉関係業務 輸入指定でん粉等の売買実績の公表	a	b	b	b	b	b	2-9	

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別調書No.	備考
		25年 度	26年 度	27年 度	28年 度	29年 度		
○3 緊急対策	A	B	B	B	B			
◇(1)畜産関係業務 口蹄疫等悪性伝染病発生時等における畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等の実施	a	b	b	b	b	2-1		
◇(2)野菜関係業務 野菜農家及び野菜関係者への影響緩和対策の実施	a	-	-	-	-	2-7		
○4 資金の流れ等についての情報公開の推進	A	B	B	B	B			
(1)畜産関係業務								
◇ア 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進	a	b	b	b	b	2-10		
◇イ 生産者等への資金に係る情報公開の推進	a	b	b	b	b	2-10		
◇ウ 機構からの補助金による基金に係る情報公開の推進	a	b	b	b	b	2-10		
◇エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進	a	b	b	b	b	2-10		
(2)野菜関係業務								
◇ア 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進	a	b	b	b	b	2-10		
◇イ 生産者等への資金に係る情報公開の推進	a	b	b	b	b	2-10		
(3)砂糖関係業務								
◇ア 機構からの補助金による基金等に係る情報公開の推進	a	b	b	-	-	2-10		
◇イ 機構から交付金交付対象者への交付金等に係る情報公開の推進	a	b	b	b	b	2-10		
◇(4)でん粉関係業務 機構から交付金交付対象者への交付金等に係る情報公開の推進	a	b	b	b	b	2-10		

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別調書No.	備考
		25年 度	26年 度	27年 度	28年 度	29年 度		
○5 情報収集提供業務	A	B	B	B	B			
(1)需給等関連情報の的確な収集と提供								
◇①情報検討委員会における、当該年度の実施状況及び次年度の計画についての検討	a	b	b	b	b	2-11		
◇②調査報告会の開催、講演依頼への対応等の調査成果普及等の取組	a	b	b	b	b	2-11		
(2)情報提供の効果測定等								
◇①アンケート調査の実施	a	b	b	b	b	2-11		
◇②情報利用者の満足度	a	b	b	b	b	2-11		
◇③情報提供内容等の改善等	a	b	b	b	b	2-11		
◇④紙媒体での情報提供の実施効果の検証	a	b	b	b	b	2-11		
◇⑤ ④を踏まえたホームページによる情報提供への重点化等の取組	a	b	b	b	b	2-11		
(3)需給等関連情報の迅速な提供								
◇①情報の期間内の公表	a	b	b	b	b	2-11		
◇②情報利用者等からの問合せ等があった場合の迅速な対応	a	b	b	b	b	2-11		
(4)消費者等への情報提供								
◇①消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施	a	b	b	b	b	2-11		
◇②ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進	a	b	b	b	b	2-11		
◇③消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催	a	b	b	b	b	2-11		
◇(5)ホームページの機能強化	a	b	b	b	b	2-11		

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別調書No.	備考
		25年 度	26年 度	27年 度	28年 度	29年 度		
◇(6)広報推進委員会における広報活動の改善策についての検討	a	b	b	b	b	2-11		
◇(7)照会事項に対する対応等	a	b	b	b	b	2-11		
III 予算、収支計画及び資金計画								
○ 1 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み	A	B	B	B	—	3		
○ 2 法人運営における資金の配分状況（人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等）及び残高の状況にも留意した運営費交付金の適切な算定	A	B	B	B	—	〃		
○ 3 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用	A	B	B	B	B	〃		
IV 短期借入金の限度額								
○ 1 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金	—	—	—	—	—	4		
○ 2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金	A	B	B	B	B	〃		
○ 3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金	—	—	—	—	—	〃		
V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画								

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別調書No.	備考
		25年 度	26年 度	27年 度	28年 度	29年 度		
○ 1 緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付	A	B	B	B	B	5		
○ 2 平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付	/	B	B	B	〃	平成 26 年度から実施		
○ 3 緊急的な経済対策として平成 20 年度補正予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度補正予算により措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等、並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付	/	B	B	B	〃	平成 27 年度から実施		
○ 4 平成 28 年度までに、所有する職員宿舎を 2 戸譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付	—	—	—	B	—	〃		
VI 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画								
— — — — — 6								
VII 剰余金の使途								
— — — — — 7								
VIII その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項								
○ 1 施設及び設備に関する計画	—	—	—	—	—	8		

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書No.	備考
	25年 度	26年 度	27年 度	28年 度	29年 度		
○2 職員の人事に関する計画 (人員及び人件費の効率化 に関する目標を含む。)	A	B	B	B	B	〃	
(1)職員の人事に関する方針						〃	
◇①職員の業務運営能力等の育成及び人事評価制度等の着実な実施	a	b	b	b	b	〃	
◇②調査情報部の調査役の検証 及び見直し	a	b	b	b	b	〃	
◇(2)人員に関する指標	a	b	b	b	b	〃	
(3)業務運営能力等の向上						〃	
◇①階層別研修の実施	a	b	b	b	b	〃	
◇②専門別研修の実施	a	b	b	b	b	〃	
○3 前期中期目標期間繰越積立金の処分	A	B	B	B	B	〃	

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1—1	1 事業費の削減効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0131、0133、0136

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務経費(附帯事務費)の対前年度比の平均縮減率	毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制	3,398百万円 (平成24年度業務経費(附帯事務費))	平成24年度比で1.1%の抑制	平成24年度比で2%の抑制(対前年度比平均1%の抑制)	平成24年度比で3%の抑制(対前年度比平均1%の抑制)	対前年度比平均1%の抑制	対前年度比平均1%の抑制	
業務経費(当年度予算額)	—	—	3,177百万円	3,155百万円	3,055百万円	3,014百万円	3,055百万円	
対前年度平均縮減率		—	6.5%	3.6%	3.5%	2.9%	2.1%	
達成度合	—	—	591%	360%	346%	293%	207%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第1 中期目標の期間 機構の中期目標期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とする。			(◎：大項目、○：中項目、△：小項目)			
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	◎第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置			評定 B <評定に至った理由> 項目別の評定(中項目(評価指標の「○」を付したもの)の評定。以下同じ。)は、中項目に係る具体的な項目のうち最小のもの(「小項目」)。評価指標の「△」を付したもの。以下同じ。)の評定を点数

					<p>化して行う（以下同じ。）が、事業費の削減・効率化については、小項目の評定は b であり、この数値の割合が基準となる数値[*]の 90% 以上であることから、評定はBとした。</p> <p>（※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に 2 を乗じて得た数。以下同じ。）</p> <p>小項目の総数：1 評価 b の小項目数：1 × 2 点 = 2 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点 = 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点 = 0 点 合計 2 点 (2 / 2 = 100%)</p> <p>・業務経費（附帯事務費）については、毎年度平均で対前年度比 1% の抑制を上回る削減が行われている。なお、法人は、農林水産省からの政策的要請を受け、経済情勢、農畜産業をめぐる情勢等を踏まえた緊急対策を迅速かつ適正に実施しているが、当該業務経費の削減実績は、これらの対策を除くものである。</p> <p><その他事項></p>
1 事業費の削減・効率化 事業費については、補助事業の効率化等を通じ、適正な水準の確保に努める。 また、業務経費（附帯事務費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比 1% の抑制を行うことを目標に、削減する。 この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏ま	1 事業費の削減・効率化 事業費については、補助事業の効率化等を通じ、適正な水準の確保に努める。 また、業務経費（附帯事務費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比 1% の抑制を行うことを目標に、削減する。 この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、	1 事業費の削減・効率化 事業費については、補助事業の効率化等を通じ、適正な水準の確保に努める。 また、業務経費（附帯事務費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比 1% の抑制を行うことを目標に、削減する。	○ 1 事業費の削減・効率化 業務経費の対前年度比の縮減率 毎年度平均で対前年度比 1 % 削減する。 b : 達成度合は、100%以上であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった 削減度合いの算出に当たっては、経対策を除く。) について では、3,055 百万円となり、対前年度比の毎年平均は 2.1% の抑	<p>評定</p> <p>b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>	

	えた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。	国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。	国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。	た政策的要請又は緊急的事態が生じた若しくは生じる恐れがあった場合に対応した業務経費を除く。	制となった。 (別添1-1)		
--	-----------------------------	--	--	---	-------------------	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
1-2	2 業務運営の効率化による経費の削減 (1) 経費の削減 (2) 給与水準の適正化 (3) 隨意契約の見直しに向けた計画的取組							
当該項目の重要度、難易度	一	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0136					

評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費(人件費を除く。)の対前年度比の平均縮減率	毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制	646百万円 (平成24年度一般管理費(人件費を除く))	平成24年度比で3.1%の抑制	平成24年度比で6%の抑制(対前年度比平均3%の抑制)	平成24年度比で9%の抑制(対前年度比平均3%の抑制)	対前年度比平均3%の抑制	対前年度比平均3%の抑制	
一般管理費(当年度予算額)(百万円)	—	—	626百万円	607百万円	589百万円	571百万円	554百万円	
対前年度平均縮減率	—	—	3.1%	3.1%	3.0%	3.0%	3.0%	
達成度合	—	—	103%	102%	101%	101%	101%	
職員の給与水準の対国家公務員指数(目標)	国家公務員と同程度	—	100	100	100	100	100	
職員の給与水準の対国家公務員指数(前年度実績・当年度公示分)	—	—	101.3	100.4	101.8	102.4	102.2	
達成度合	—	—	98.7%	99.6%	98.2%	97.7%	97.8%	
随意契約等審査委員会への諮詢件数	競争性のある契約への移行	7件	11件	11件	8件	103件 (17件)	85件 (9件)	件数については、27年度までは1事業単位で1件と計上(1事業で契約締結が複数のものも存在)していたが、28年度からは契約締結の件数を計上した。
競争性のある契約へ移行した契約件数	—	7件	11件	11件	8件	103件 (17件)	85件 (9件)	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
企画競争・公募を実施した件数	—	7件	11件	11件	8件	103件 (17件)	85件 (9件)	※()書きは、27年度以前と同様のカウント方法で計上した場合の件数。
機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数	全ての企画競争・公募について掲載	7件	11件	11件	8件	103件 (17件)	85件 (9件)	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
2 業務運営の効率化による経費の削減	2 業務運営の効率化による経費の縮減	2 業務運営の効率化による経費の削減	○ 2 業務運営の効率化による経費の削減			<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>小項目の評定はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 90%以上であることから、評定はBとした。</p> <p>小項目の総数：7</p> <p>評価 b の小項目数：7×2 点 = 14 点</p> <p>評価 c の小項目数：0×1 点 = 0 点</p> <p>評価 d の小項目数：0×0 点 = 0 点</p> <p>合計 14 点 ($14 / 14 = 100\%$)</p> <p>・一般管理費について、毎年度平均で対前年度比 3%削減するとともに、検討会議の開催等を通じて、地方事務所の賃借料等の経費削減に十分取り組んでいる。</p> <p>・給与水準の適正化及び総人件費については、法人独自の取組である「新たな人事管理制度」の中で、昇給幅の抑制等を実施し、職員の 28 年度給与水準の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は 102.2 と国家公務員と同程度となっている。なお、29 年度の同指数は管理職の昇給幅の抑制等の法人独自の取組により 102.1 となっている。</p> <p>・随意契約の見直しに向けた計画的取組については、「29 年度独立行政法人農畜産業振興機構調達等合理化計画」に基づく取組の実施のほか、随意契約等審査委員会による審査を通じて、真にやむを得ない契約を除く全ての契約を競争性のある契約とするなど、着実な実施が図られている。また、契約の状況を定期的にホームページに公示しているほか、外部専門家・有識者等からなる契約監視委員会を開催し、契約状況の点検を受けるなど契約に係る競争性、透明性の確保が図られている。このほか、監事への契約状況の報告や定期監事監査における入札・契約のチェック、会計監査人から契約に関する評価を受けるなど、入札・契約の適正な実施についての監査に十分に取り組んでいる。</p> <p><その他事項></p>
(1) 業務の見直	(1) 業務の見	(1) 一般管理費	◇(1) 経費の削減	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b

<p>し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p>	<p>直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p>	<p>(人件費を除く。)の削減目標を達成するため、業務の見直し及び事務処理の効率化等により業務運営の効率化に努め、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行いうことを目標に、削減する。</p>	<p>① 一般管理費の対前年度比の縮減率 毎年度平均で対前年度比3%削減する。 b : 達成度合は、100%以上であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった</p>	<p>平成29年度の一般管理費(人件費を除く。※)の予算額については、554百万円となり、対前年度比の毎年度平均は3.0%の抑制となった。 ※ 砂糖勘定及びでん粉勘定における消費税に係る増税額相当等の加算等を除く。 (別添1-1)</p>	<p>評定 b</p>	<p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>
<p>また、地方事務所については、賃借料等の経費削減を検討する。</p>	<p>また、地方事務所については、賃借料等の経費削減を検討する。</p>	<p>また、地方事務所の賃借料等について、平成25年度に設置したチームを活用し、経費削減を検討する。</p>	<p>② 地方事務所の賃借料等の経費削減の検討 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 地方事務所の業務運営に関する検討会議を平成29年9月14日に開催し、地方事務所における平成29年度の賃借料等の経費削減の取組について確認を行い、賃借料については、いずれの地方事務所も、近隣の同規模物件と比較し同等以下となっており、現在の事務所の契約が適正水準であることを確認した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b</p>	<p>検討会議の開催等を通じて、地方事務所の賃借料等が妥当であることを確認できた。</p>
<p>(2) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化</p>	<p>(2) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準・目標期限</p>	<p>(2) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、対国家公務員年齢・比</p>	<p>◇(2)給与水準の適正化 ① 職員の給与水準の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数について当該年度に計画した具体的な目標値と実績との対比</p>	<p><主要な業務実績> 平成28年度の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は102.2で、国家公務員と同程度の給与水準となり、その検証結果等を平成29年6</p>	<p>評定</p>	<p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>

に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。	を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。	地域・学歴勘案指数を国家公務員と同程度に維持するとともに、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表する。	b : 達成度合は、90%以上であった c : 達成度合は、50%以上 90%未満であった d : 達成度合は、50%未満であった	月 30 日に公表した。 対国家公務員指数が平成 26 年度から 2 年連続で上昇したことを踏まえ、平成 29 年度においても、管理職の昇給幅を抑制した。 なお、平成 29 年度の指数は 102.1 となる見込みである。 (別添 1-2)	ルビおりに公表した。 <課題と対応> 特になし	
また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。	また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。	また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。	② 政府方針を踏まえた適切な対応等 b : 適切に対応した d : 適切に対応しなかった	<主要な業務実績> 総人件費に係る政府方針は示されていないが、機構独自の対応として、「新たな人事管理制度」に基づき、①人事評価制度、②昇給幅の抑制、③管理職ポストオフ制度を引き続き実施した。 (別添 1-2)	<評定と根拠> 評定 b 計画どおりに「新たな人事管理制度」に基づく取組みが実施できた。 <課題と対応> 特になし	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。
(3) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入	(3) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)を踏まえ、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入	(3) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)を踏まえ、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入	◇ (3) 隨意契約の見直しに向けた計画的取組 ① 「調達等合理化計画」に基づく取組	<主要な業務実績> 平成 29 年 6 月に策定した「平成 29 年度独立行政法人農畜産業振興機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、随意契約等審査委員会へ諮問された契約については、真にやむを得ない随意契約を除き全て競争性のある契約とすることができ、達成度合は 100% (85 件/85 件) であった。 また、競争契約、随意契約の状況については、毎月、機構ホームページ	<評定と根拠> 評定 b 随意契約等審査委員会に諮問された契約については、真にやむを得ない随意契約を除き全て競争性のある契約とすることができ、達成度合は 100% (85 件/85 件) であった。	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。

<p>性のない随意契約は真にやむを得ないものを除き行わないこととともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。</p>	<p>札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。</p>	<p>札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。</p>	<p>100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p> <p>② 競争性、透明性の確保</p> <p>分母を企画競争・公募を実施した件数とし、分子を機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数とする。 b：達成度合は、100%であった</p>	<p>(163 件) を除き、一般競争入札等 (85 件)とした。 (別添 1-3)</p> <p>また、機構が締結した契約（少額随意契約を除く）について毎月機構ホームページにおいて公表した。</p> <p>さらに、入札等公告のつど調達情報メールマガジンを配信したほか、一者応札・応募の改善に向けて、一者応札であった入札 33 件のうち、入札説明会に複数者が参加したもの（21 件、48 者）についてアンケートを実施する等の取組状況も公表した。 (別添 1-4)</p> <p>また、外部専門家・有識者等からなる契約監視委員会を平成 29 年 6 月 20 日に開催し、契約状況の点検を受け、いずれも了承された。</p>	<p>で公表することができた。</p> <p>なお、一者応札であつた入札について、入札説明会に参加したもののがなかった者へのアンケートを実施することができた。また、入札等公告の翌日までにはメールマガジンを配信し、入札等公告の迅速な周知を行うことができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行いう場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。</p>	<p>また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行いう場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。</p>	<p>b : 達成度合は、100%であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>評定 b</p> <p>機構掲示板及びホームページへの掲載を行い、達成度合は 100% (85 件/85 件) であった。</p>	<p><評定と根拠></p>	<p>評定</p>	<p>b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>

			c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった	性を確保するため、契約監視委員会を平成29年6月20日に開催し、契約状況、一者応札解消に向けた取組状況など契約の点検を受け、いずれも了承された。 なお、議事要旨については、機構ホームページにおいて公表した。		
さらに、入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査を受ける。	さらに、入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査を受ける。	③ 入札・契約の適正な実施についての監査 b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 監事に対して、毎月、所定の様式により、各部の契約状況を報告するとともに、定期監事監査において入札・契約のチェックを受けた。また、会計監査人から財務諸表監査の中で契約に関する評価を受けた。	<評定と根拠> 評定 b 毎月、監事に対し契約状況を報告するとともに、入札・契約の適切な実施についての監査等に適切に対応し、十分取り組んだ。	<課題と対応> 特になし	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。

4. その他参考情報

(契約に係る事務手続等)

契約事務については、会計規程、契約事務細則等に契約方式、手続等を規定している。

契約方式は原則として一般競争入札によることとしているが、緊急の必要性、競争に付することが不利と認められる場合等にあっては随意契約ができることとしており、個別の契約締結に当たっては、経理担当理事、総務部及び経理部職員で構成する随意契約等審査委員会において、事前に審査を行っている。

また、総合評価落札方式や複数年度契約に関しては、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）に基づき、規程を定め、「総合評価落札方式について」（19農畜機第4914号）及び「複数年度契約について」（20農畜機第3538号）により適切に措置している。

(第三者への再委託)

契約の全てを第三者に委託させることは禁止している。やむを得ず契約の一部を第三者に再委託する場合には、契約事務細則に基づき書面により申請し機構の承認を得ることとしており、契約事務責任者がその合理性等について審査・承認を行っている。平成29年度においては、システム関係7件、調査関係5件、印刷関係2件、その他1件があった。いずれも正確かつ効率的に契約内容を実施するためには、やむを得ないものと判断したものである。

(一者応札の解消に向けた取組)

①公告期間の延長、②IT技術支援者から助言を得た上でシステム仕様書等の作成・開示、③調達情報の「メルマガ」配信や機構ホームページでの今後の入札予定の掲載等周知方法の改善、④入

に参加しなかった者に対するアンケート結果に基づく、公告時期の早期化、⑤入札時期の前倒し等、競争参加者の増加に向けた取組を実施した。この結果、一者応札は33件（前年度33件）であった。一者応札の主な要因は、輸入先国の動向に関する調査であり、機構が求めた調査内容の専門性が高く、専門知識を持つ調査会社が限られたことなどによるものである。

(法人の長に対する報告)

平成29年6月20日に開催された第9回契約監視委員会の審査結果について理事長に報告した。また、随意契約等審査委員会の審査結果を含め契約全体の状況等については、四半期ごとに理事長に報告し、点検・評価を受けた。

(「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」のうち、「その他」への対応)

平成28年度に給与業務を対象に実施した業務フロー・コスト分析結果を踏まえ、勤務状況管理システムを導入し、平成30年1月から本格的に稼動した。これにより、職員の超過勤務を含む勤務時間をリアルタイムに把握するとともに、各種休暇等の届出がシステム化され、業務の効率化が図られた。

(会計検査院からの指摘への対応)

平成29年度は指摘なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
1-3	3 業務執行の改善 (1)業務全体の点検・評価 (2)補助事業の審査・評価 (3)内部統制機能の充実・強化 (4)情報セキュリティ対策の向上 (5)緊急時を含めた連絡体制の整備							
当該項目の重要度、難易度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0130、0131、0133、0135、0136、0155、0161				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務運営の点検・評価の実施回数（計画値）	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	
業務運営の点検・評価の実施回数（実績値）	—	4回	4回	4回	4回	4回	4回	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
内部監査年度計画における被監査部署（テーマ別監査を含む。以下同じ。）の数	計画的な内部監査の実施	8部署	9部署	6部署	7部署	7部署	7部署	
内部監査を実施した被監査部署の数	—	8部署	9部署	6部署	7部署	7部署	7部署	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
3 業務執行の改善	3 業務執行の改善	3 業務執行の改善	○ 3 業務執行の改善			評定 B <評定に至った理由> 小項目の評定はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 90%以上であることから、評定はBとした。 小項目の総数：15 評価 b の小項目数： 15×2 点 = 30 点

評価cの小項目数：0×1点= 0点

評価dの小項目数：0×0点= 0点

合計 30点 (30/30=100%)

・理事長自らが行う四半期ごとのヒアリングにより、業務の進捗状況を点検・分析し、法人のミッションの達成状況、阻害要因など、内部統制の現状を適切に把握するとともに、抽出された問題点、課題等への対応を的確に指示し、確認することで、法人の業務運営の基本である年度計画の確実な達成に努めている。

・また、外部有識者による業務実績に関する評価委員会を開催して、評価結果を業務運営に反映させるとともに、補助事業に関する外部有識者による第三者委員会を開催して事業の審査・評価等に十分取り組んでいる。

・さらに、法令等の遵守状況の確認や適切な業務の執行を確保する観点から内部監査を実施しており、理事長によるマネジメントの下、業務執行の改善、効率性の向上等に努めている。

・内部統制の状況については、外部の有識者を含むコンプライアンス委員会の審議を経て策定したコンプライアンス推進計画に基づき実施され、外部のコンプライアンス相談等窓口を設置する等、各種取組が適切に行われている。また、理事長のマネジメントにより、幹部会を原則として毎週開催し、業務運営の方向性を明確に伝えるとともに、課題の把握・対応等を協議し、その内容については、法人のネットワークシステム等を通じて職員に広く周知するなど、組織全体で内部統制の充実・強化に努めている。

・個人情報の保護対策については、総務省の研修への参加や個人情報保護管理担当者の自己点検等の取組を通じて、適正な取扱いについての推進が図られている。

<今後の課題>

・内部統制については、平成27年度に施行された独立行政法人通則法の一部改正に基づき、内部統制に係る体制・規程等を整備し、取組を行っているが、今後も、その定着をさらに図るとともに、有効性の観点から隨時見直し・充実を図る必要がある。

・情報セキュリティについては、政府機関統一基準群等の改正を踏まえた関連規程等の見直し、標的型メール攻撃を想定した訓練、プロキシサーバの導入などの取組を行っており、重大なインシデントは発生していない。しかし、機構は多数の個人情報を有していることから、外部からの標的型攻撃等により情報セキュリティの脅威が高まっている実態等を踏まえ、今後も必要に応じて十分な対策を講じる必要がある。

				<評定と根拠> 評定 b 工程表に基づき、四半期毎に点検・分析を行うことにより、業務運営の的確な進行管理を行うとともに、工程表に自己評価を記載する欄を設け、四半期毎の点検・分析を行う際、これに毎回記述することにより、業務の進行状況についての自己評価を行った。4回の計画に対し、達成度合は 100% (4回／4回) であった。	評定	b 法人の自己評価は、適当と認められる。
					<課題と対応>	特になし
			<評定と根拠> 評定 b 計画どおり第三者機関による業務の点検・評価に十分取り組んだ。	評定	b 法人の自己評価は、適当と認められる。	
				<課題と対応>	特になし	

		施する。	て点検・評価を実施した。			
		③ 第三者機関による平成28年度及び現中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績に係る点検・評価結果を必要に応じて業務運営に反映させる。	③ 第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映 b :必要がなかった 又は十分であった c :必要はあったが、やや不十分であった d :必要はあったが、不十分であった	<主要な業務実績> 委員会の終了後、議事録を確認しつつ、業務運営に反映が必要な事項について検討を行い、委員指摘事項への対応方針を決定した。これに基づき関係各部において業務運営への反映を行った。	<評定と根拠> 評定 b 四半期ヒアリング実施時に確認することにより、業務の点検・評価結果の確実な業務運営への反映に十分取り組んだ。 <課題と対応> 特になし	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。
	(2) 補助事業について、毎事業年度の事業の達成状況等の自己評価を行うとともに、外部専門家等から成る第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。	(2) 補助事業の審査・評価 平成28年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。	◇ (2) 補助事業の審査・評価 ① 事業の達成状況等の自己評価 b :取り組みは十分であった c :取り組みはやや不十分であった d :取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 「補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則」に基づき、平成28年度の各事業の達成状況等について自己評価を行った。	<評定と根拠> 評定 b 補助事業の的確な進行管理とともに、平成28年度補助事業の達成状況等についての自己評価に十分取り組んだ。 <課題と対応> 特になし	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。
		② 第三者機関による事業の審査・評価 b :取り組みは十分であった c :取り組みはやや	<主要な業務実績> 平成29年7月4日に外部専門家・有識者からなる第23回補助事業に関する第三者委員会を開催し、補助事業の審査・評価に十分取り組んだ。	<評定と根拠> 評定 b 補助事業に関する第三者委員会を開催し、補助事業の審査・評価に十分取り組んだ。	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。	

			<p>不十分であった d :取り組みは不十分であった</p> <p>③ 必要に応じた業務の見直し b :必要がなかった又は十分であった c :必要はあったが、やや不十分であった d :必要はあったが、不十分であった</p>	<p>の評価等を行った。</p> <p><主要な業務実績> 補助事業に関する第三者委員会の結果を踏まえ、業務の見直しが必要な事項についての検討を行ったが、見直しの必要はなかった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 補助事業に関する第三者委員会の結果に基づき検討したが、見直しの必要はなかった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td><td>b</td></tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
(2) 法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成 22 年 3 月 23 日独立行政法人における内部統制と評価について) (平成 22 年 3 月 23 日独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会) 及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を踏まえ、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライア	(3) 法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成 22 年 3 月 23 日独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会) 及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を踏まえ、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライア	(3) 内部統制機能の充実・強化 内部統制機能の充実・強化を図るため、次の取組を行う。 ①平成 29 年度内部監査年度計画に基づく内部監査の実施。	<p>◇(3) 内部統制機能の充実・強化</p> <p>① 内部監査マニュアルに基づく内部監査の実施</p> <p>分母を内部監査年度計画における被監査部署(テーマ別監査を含む。以下同じ。)の数とし、分子を内部監査を実施した被監査部署の数とする。</p> <p>b :達成度合は、100%であった c :達成度合は、70%以上 100%未満であった d :達成度合は、70%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 平成 29 年度内部監査年度計画(平成 29 年 3 月 27 日付 28 農畜機第 6601 号)に基づき、特産業務部、経理部、畜産経営対策部、地方事務所の所掌業務、公文書等の管理に関する法律に基づく法人文書の管理状況、調達等合理化計画等に基づく取組状況及び情報セキュリティ規程に基づく情報セキュリティ対策の実施状況について、内部監査を実施し、内部監査報告書を取りまとめ、理事長に報告した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 内部監査については、平成 29 年度内部監査年度計画における被監査部署 4 部署及び 3 テーマ(計 7 件)について、計画どおり実施することができた。 達成度合は、100%(7 件/7 件)であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td><td>b</td></tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

				(別添 1-7)		
ンスの推進等、引き続き内部統制の充実・強化を図る。	識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスの推進等、引き続き内部統制の充実・強化を図る。	② コンプライアンス委員会において審議された平成29年度コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進に向けた計画的な取り組み。	② コンプライアンス推進に向けた計画的取組 b :取り組みは十分であった c :取り組みはやや不十分であった d :取り組みは不十分であった	<p><主要な業務実績></p> <p>平成 29 年度コンプライアンス推進計画（平成 29 年 3 月 28 日付け 28 農畜機第 6546 号）に基づき、コンプライアンス推進相談等窓口（内部相談窓口・外部相談窓口）の周知及び適切な対応、研修の実施、認識度調査、推進状況の点検、「コンプライアンス推進の日」（各四半期初月の第 3 木曜日）における各種取組、情報の提供、教育資材の活用等について、計画どおり実施した。</p> <p>また、平成 30 年 3 月 6 日に第 11 回コンプライアンス委員会を開催し、平成 29 年度コンプライアンス推進計画の実施状況を報告するとともに、平成 30 年度コンプライアンス推進計画について審議の上、これを策定した。</p> <p>(別添 1-8、1-9)</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>計画どおり実施し、コンプライアンスに関する役職員の理解と認識を深めることができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<p>評定</p> <p>b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>
		③ 組織目標の達成等に必要な情報を適切に伝達し、役職員間の意思疎通及び情報の共有化を	③ 役職員間の意思疎通及び情報共有化の推進 b :取り組みは十分であった c :取り組みはやや	<p><主要な業務実績></p> <p>組織に与えられたミッションを有効かつ効率的に実施するための内部統制の充実を図るため、理事長</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>計画どおり幹部会（原則毎週）の開催やインターネットへの掲載を通じ、役職員間の意思疎通</p>	<p>評定</p> <p>b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>

		<p>図るため、幹部会の定期的な開催。</p> <p>④ 個人情報の適正な取扱いを通じた個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護対策を講じる。</p>	<p>不十分であった d :取り組みは不十分であった</p> <p>④ 個人情報保護対策の推進 b :取り組みは十分であった c :取り組みはやや不十分であった d :取り組みは不十分であった</p>	<p>のマネジメントにより、原則、毎週、幹部会を開催し、業務運営の方向性を明確に伝えるとともに、組織として取り組むべき課題の把握・対応等を共有し、その内容をインターネットに掲載するなどして役職員に広く周知を図った。</p> <p><主要な業務実績> 平成 29 年 6 月 2 日及び 6 月 16 日に情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会（総務省）に職員 2 名を参加させた。また、地方事務所において派遣職員を対象に指導を行った（鹿児島：5 月、7 月、10 月、1 月 那覇：5 月、10 月）。 平成 29 年 11 月 22 日～12 月 6 日の間に実施されたコンプライアンスに関する認識度調査において、個人情報の保護についてセルフチェックを行い、個人情報の漏えい防止のための対応が概ね適切に行われていることを確認した。 平成 30 年 1 月 25 日～2 月 2 日に個人情報保護管理担当者（各課課長）を対象に個人</p>	<p>及び情報の共有化に十分取り組んだ。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 評定 b 職員の保有する個人情報の適正な取扱いの重要性を認識させるとともに、適切な保護対策等を習得させることができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>評定</p> <p>b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>
--	--	---	--	---	---	--

(3) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。	(4) 政府機関統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、情報セキュリティポリシーの見直し等を行うこととし、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを構築するための取組を推進する。	(4) 情報セキュリティ対策の向上 政府機関統一基準群を含む政府関係機関の一連の対策を踏まえて、適宜、情報セキュリティ規程の見直し等を行うこととし、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを構築するための取組を推進する。	◇(4) 情報セキュリティ対策の向上 (指標＝規程等の見直し、規程等の周知、実施状況の点検、監査、対策実施の改善等) b :取り組みは十分であった c :取り組みはやや不十分であった d :取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> ① 政府機関統一基準群等、農水省情報セキュリティ規則、同規則の下位規程の改正を踏まえ、機構情報セキュリティ規程及び同規程の下位規程の一部改正等を行った。 ② 平成29年6月7日に情報セキュリティ委員会を開催し、平成28年度の情報セキュリティ対策の実績を報告するとともに、平成29年度の情報セキュリティ対策推進計画の了承を得た。 ③ 一部改正した「情報システム台帳・改善計画の作成について」により、情報システム台帳の更新を行い、各情報システムの現状、今後の予定、費用等を把握した。 ④ 役職員を対象として、外部講師による情報セキュリティ研修会、eラーニング及び標的型メール訓練を実施した。 ⑤ 第1四半期に発生した不審メール開封事例等(不正な通信の発生、情報漏えい等の被害はなし)を踏まえ、役職員を対象として、定期的に標的型攻撃メール等に対する	<評定と根拠> 評定 b 情報セキュリティ対策の向上を図るため、関係規程の改正を行うとともに、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを構築するため、情報セキュリティ委員会での審議を経て、平成29年度情報セキュリティ対策推進計画を策定し、これに基づく訓練、研修、自己点検等の取組を計画通りに十分実施することができた。 <課題と対応> 特になし	評定 法人の自己評価は、適当と認められる。 b

対策及び不審メール等の事例の周知を行った。

⑥ 機構 CSIRT は、情報セキュリティインシデント対応訓練（機上訓練）を実施した。

⑦ 役職員による自己点検を行い、点検結果に基づく各部署から報告のあった改善結果について、評価を行い、共通的な留意点をフォローアップ事項として取りまとめ、各情報セキュリティ責任者に周知した。

⑧ 平成 30 年度からの運用に向け、ネットワークセグメントの分離に係る方針案について、情報セキュリティ委員会の了承を得た。また、当該方針案の具体的な運用上の対応について、検討を進めた。

⑨ プロキシサーバを 12 月に導入し、1 月から運用を開始したほか、IPS による外部監視サービス、ファイル暗号化システム及び振舞検知ソフトについては、運用を継続した。

⑩ 外部専門家による情報システムのセキュリティ診断を実施した。

（別添 1-10、1-11）

(5) 農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。 特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。	(5) 緊急時を含めた連絡体制の整備 所管部局との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について所管部局との情報交換を積極的に行う。 特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに所管部局の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。	◇(5)緊急時を含めた連絡体制の整備 (指標＝所管部局との連絡体制の整備、情報交換の実施等) b :取り組みは十分であった c :取り組みはやや不十分であった d :取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 農林水産省の担当部局を含めた緊急時の連絡網の整備・更新を行った。また、ソフトウェアの脆弱性情報の共有やセキュリティに関するアップデートの実施状況等について、同省の担当部局に連絡・相談することにより情報交換を行った。 このほか、機構内の各情報システム責任者等の名簿についても整備・更新し、連絡体制を整備した。 情報セキュリティインシデント(実質的な被害なし)が発生した際の対応については、情報セキュリティ関係規程に基づき、農林水産省の担当部局への連絡も含めて迅速に対応した。	<評定と根拠> 評定 b 緊急時を含めた連絡体制の整備等について、農林水産省担当部局との緊急時を含めた連絡網の整備・更新、同部局との情報セキュリティに係る情報交換の実施、情報セキュリティインシデントの発生に伴う対策の実施等の取組を計画通りに十分実施することができた。 <課題と対応> 特になし。	評定 法人の自己評価は、適当と認められる。 b

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-4	4 機能的で効率的な組織体制の整備 (1)必要に応じた機能的で効率的な組織体制の見直し (2)理事数についての検証等
当該項目の重要度、難易度	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	4 機能的で効率的な組織体制の整備	4 機能的で効率的な組織体制の整備	4 機能的で効率的な組織体制の整備	○ 4 機能的で効率的な組織体制の整備			<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>小項目の評定はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 90%以上であることから、評定はBとした。</p> <p>小項目の総数： 2</p> <p>評価 b の小項目数： 2×2 点 = 4 点</p> <p>評価 c の小項目数： 0×1 点 = 0 点</p> <p>評価 d の小項目数： 0×0 点 = 0 点</p> <p>合計 4 点 ($4 / 4 = 100\%$)</p> <p>・平成 30 年度からの加工原料乳生産者補給金制度の改正を踏まえ、組織規程を一部改正するとともに、当該業務を行う生乳課の増員に向けて実施体制を整備する等、業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、組織体制の整備が図られている。</p> <p>・また、理事数については、理事の分掌、副理事長との役割分担等を整理、検証し、副理事長 1 人、理事 6 人を置くことが必要であるとの結論を得ている。</p>

					<その他事項>
業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。	業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。	業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。	◇(1) 必要に応じた機能的で効率的な組織体制の見直し b : 必要がなかった又は十分であった c : 必要はあったが、やや不十分であった d : 必要はあったが、不十分であった	<主要な業務実績> 平成 30 年度からの加工原料乳生産者補給金制度の改正を踏まえ、組織規程を一部改正するとともに、当該業務を行う生乳課の増員に向けて、実施体制を整備した。	<評定と根拠> 評定 b 機能的で効率的な組織体制を整備することができた。 <課題と対応> 特になし
また、業務運営に真に必要な最小限の理事の数について、副理事長との役割分担等について検証の上、結論を得る。	また、業務運営に真に必要な最小限の理事の数について、副理事長との役割分担等について検証の上、結論を得る。	また、業務運営に真に必要な最小限の理事の数について、組織体制の見直し等を踏まえ、理事の分掌、副理事長との役割分担等を検証の上、結論を得る。	◇(2) 理事数についての検証等 (指標 = 理事の分掌、副理事長との役割分担、業務の実績等の検証、あるいは結論を得る。) b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 理事数の検証については、理事の分掌、副理事長との役割分担等に関するこれまでの検証結果及び改正独法通則法第 28 条の 2 の第 1 項に基づき、平成 26 年 9 月 2 日に総務大臣により定められた「独立行政法人の目標の策定に関する指針」による一定の事業等のまとめ（セグメント）の考え方を踏まえ、副理事長 1 人、理事 6 人を置くことが必要であるとの結論を得ることができた。 (別添 1-12) なお、平成 29 年 8 月に農林水産省が公表した「独立行政法人農畜産業振興機構の業務・組織全般の見直し」においても、「検	<評定と根拠> 評定 b 理事数の検証については、結論を得ることができた。 <課題と対応> 特になし

				証の結果、現在の体制を維持することとされた。 (別添 1-13)		
--	--	--	--	-------------------------------------	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
1－5	5 補助事業の効率化等 (1)補助事業についての事業実施主体の選定への公募の実施 (2)施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施 (3)補助事業の適正、効率的な実施の確保							
当該項目の重要度、難易度	－		関連する政策評価・行政事業レビュー		行政事業レビューシート事業番号：0131、0133、0135、0155			

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
事業実施計画の整備件数	－	112 件	112 件	161 件	50 件	80 件	93 件	
事業実施計画承認申請前に協議（書面を含む）を行った整備件数	全ての整備についての協議の実施	112 件	112 件	161 件	50 件	80 件	93 件	
達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
事後評価で事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合	90%以上	90%	90%	90%	90%	90%	90%	
事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合の実績	－	68%	71%	70%	95%	87%	82%	
達成度合	－	78%	79%	78%	106%	97%	91%	
新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）	－	8 事業	12 事業	13 事業	4 事業	4 事業	5 事業	
事業説明会を開催した又は巡回指導を行った事業数	全ての新規事業等に係る説明会等の実施	8 事業	12 事業	13 事業	4 事業	4 事業	5 事業	
達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
要領、実施計画及び交付申請の合計件数	－	13,678 件	4,671 件	1,452 件	1,162 件	1,341 件	1,202 件	
目標業務日以内で承認及び交付決定の通	10 業務日以内の承認及び交付決	13,677 件	4,671 件	1,451 件	1,161 件	1,341 件	1,202 件	

知を行った件数	定の通知							
達成度合	-	99.9%	100%	99.9%	99.9%	100%	100%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
5 極めて効率的かつ透明な補助事業の実施等	5 極めて効率的かつ透明な補助事業の実施等	5 極めて効率的かつ透明な補助事業の実施等				評定	B	
(1) 効率的かつ透	(1) 効率的かつ透	(1) 効率的かつ透	◇(1) 補助事業に	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	<p><評定に至った理由> 小項目の評定は1つのcを除きいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の90%以上であることから、評定はBとした。</p> <p>小項目の総数：16 評価bの小項目数：14×2点 = 28点 評価cの小項目数：1×1点 = 1点 評価dの小項目数：0×0点 = 0点 (評価対象外：1) 合計 29点 ($29 / 30 = 97\%$)</p> <p>・補助事業については、平成29年度の補正予算で措置された緊急対策を含め、平成30年度に実施する事業の事業実施主体の選定に当たり、透明性の確保等の観点から、事業の公表後迅速に手続に着手し、公募を実施した。この結果、事業の早期実施が図られたものと評価する。また、事業の採択に当たり費用対効果分析等の評価手法を用いるなど、効率的かつ透明性の高い補助事業の実施が図られている。 ・補助事業を適正、効率的に実施するための新規事業を中心とした事業説明会等の実施、定められた日数以内での交付決定の実施等の取組については、計画どおりに適切に実施されている。</p> <p><今後の課題及び改善方策> ・施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施のうち、費用対効果分析を実施している事業で設置した施設の事後評価において、全件数に占める投資効率が1を超えた割合が82%に止まり、達成度合が91%となったことから「c」評価とした。引き続き早い段階からの指導等に努めるとともに、投資効率が1以下となった場合は、要因分析とその結果に応じた的確な支援等を行う必要がある。</p> <p><その他事項></p>		
(1) 効率的かつ透	(1) 効率的かつ透	(1) 効率的かつ透	◇(1) 補助事業に	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	b	

<p>明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとする。</p>	<p>透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとする。</p>	<p>透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとする。</p>	<p>ついての事業実施主体の選定への公募の実施 b : 公募を実施した d : 公募を実施しなかつた</p>	<p>平成 29 年度補正予算及び同 30 年度当初予算（追加公募を含む。）に係る畜産業振興事業並びに平成 29 年度当初予算及び同 30 年度当初予算に係る野菜農業振興事業について、事業の公表後、事業実施主体の選定に当たっては原則として公募を行った。</p>	<p>評定 b 畜産業振興事業及び野菜農業振興事業について、事業実施主体の選定を原則として公募方式で行うことにより、効率的かつ透明性の高い事業の実施を図ることができた。 <課題と対応> 特になし</p>	<p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>
<p>(2) 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、施設整備事業について費用対効果分析等の評価手法を踏まえた採択及び費用対効果分析を実施した施設整備事業についての事後評価を実施する。</p>	<p>(2) 効率的かつ効果的な施設整備事業の実施を図る観点から、以下の措置を講じる。 ① 事業実施計画の承認に当たり事業実施主体と協議を行う。</p>	<p>(2) 施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施 ◇(2) 施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施 ① 事業実施計画承認申請の前に事業実施主体と協議（書面によるものを含む。）を行う。</p>	<p>① 事業実施計画承認申請の前に事業実施主体と協議（書面によるものを含む。）を行う。</p>	<p><主要な業務実績> 事業実施計画の承認の申請があった施設整備件数（93 件）について、事前に事業実施主体と協議（93 件）を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 事業実施主体との事前協議を行うことにより、施設整備事業の効率的かつ効果的な実施を図ることができた。達成度合は、100%（93 件/93 件）であった。 <課題と対応> 特になし</p>	<p>評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。</p>

	<p>② 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。</p>	<p>② 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。</p>	<p>② 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものの採択 b : 評価基準を満たしているものを採択した d : 評価基準を満たしているもの以外を採択した</p>	<p><主要な業務実績> 評価手法が開発されている施設整備事業について、効果が費用を上回ることが見込まれるもの又はコスト分析の評価基準を満たしているものを採択した。採択状況は以下のとおり。 (費用対効果・採択件数) 食肉流通改善合理化支援事業 1 件 小計 1 件 (コスト分析・採択件数) 酪農経営支援総合対策事業 76 件 肉用牛経営安定対策補完事業 11 件 食肉流通改善合理化支援事業 1 件 養豚経営安定対策補完事業 1 件 小計 89 件 合計 90 件</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 費用対効果分析手法又はコスト分析手法に基づく評価基準を満たす事業を採択することにより、施設整備事業の効率的かつ効果的な実施を図ことができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>評定</p> <p>b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>
	<p>③ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。</p>	<p>③ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。</p>	<p>③ 設置する施設等についての必要に応じた現地調査の実施 b : 必要がなかった又は十分であった c : 必要はあったが、やや不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 採択した施設等について、年度の途中における工事の進捗等に関するヒアリングを実施又は報告を受けた。この結果、重要な計画変更を行うもののや工事の進捗が遅</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 事業実施計画の重要な変更等が必要と認められる案件がなく、施設等の設置工事は事業実施計画に沿って進行していることを確認し、現地調査の必要がなかつ</p>	<p>評定</p> <p>b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>

		d : 必要はあったが、不十分であった	れるなど、現地調査を必要とするものはなかった。	た。	<課題と対応> 特になし	
④ 費用対効果分析を実施している事業にあっては、施設設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目）までは利用状況の調査を行う。	④ 費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目）までのもの利用状況の調査を行う。	④ 設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目）までのもの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施 b : 必要がなかった又は十分であった c : 必要はあったが、やや不十分であった d : 必要はあったが、不十分であった	<主要な業務実績> 費用対効果分析を実施している事業で設置した対象施設全てについて、施設設置後3年目までのもの（18件）及び5年目までのもの（27件）について利用状況を確認するとともに、複数年度分のデータが蓄積された施設のうち施設の利用状況等が計画を下回るもの等の7件について現地調査を行った。 (別添1-14)	<評定と根拠> 評定b 現地調査を実施した新規参入円滑化対策事業については、施設を利用する農家の経営改善意識の醸成と、所属する農協等による指導等が不可欠なことから、現地調査を通じて、これらを当事者に周知することができた。	<課題と対応> 特になし	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。
また、3年（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年）を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。 なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している	また、3年（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年）を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。 なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している	⑤ 事後評価 効用が費用を上回る件数の全件数割合を90%以上とする。 b : 達成度合は、100%以上であった c : 達成度合は、70%以上100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> 目標年を3年（肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年）としている施設11件について、事後評価報告書を徴取し、効用が費用を上回ったか否かの審査・確認を行った。 その結果、2件（肉用牛生産の新規参入等を支援する事業1件、養豚施設等を整備する事業1件）については、投資効率が1以下となり、全件数に占める投資効率1超の	<評定と根拠> 評定c 達成度合は91%（82%/90%）となった。引き続き、投資効率が1以下のものについては改善策を提出させ、原因を分析するとともに、目標を達成するよう改善を指導した。	<課題と対応> 特に肉用牛生産の新規参入を支援する事業においては、新規参入者の飼養管理技術が十分でない場合があることから、引き続き事業実施	評定 c 法人の自己評価は、適当と認められる。

	場合には改善を行わせるよう指導する。	場合には改善を行わせるよう指導する。	<p>割合は、82%であった（11件中9件）。</p> <p>投資効率が1以下のもの（2件）については、事業実施主体から改善策を提出させ、当初目標が達成できるよう指導した。</p> <p>なお、養豚施設等を整備する事業については、利用率が低迷していたことから、関係機関と連携した事故率削減と出荷頭数の維持・増加等の対応を行うよう現地指導した。</p> <p>また、新規参入者の現地調査・指導については、事業実施主体等と連携して支援体制の強化等に努め、平成26年度以降、早期指導の観点から、経営開始当初のものも対象として行っており、平成29年度も引き続き同様に（7件）実施した。</p> <p>※ 肉用牛生産の新規参入等を支援する事業は、平成27年度から国へ移管。</p> <p>（別添1-15）</p>	主体等と連携し、支援体制の強化等に努め、現地調査・指導を行う（必要に応じて、経営開始当初から、かつ、継続的に実施）。	
(3) そのほか、補助事業に関する業務執行規程等に基づき、的確な事業の進行状況を把握し、事業内容や採	(3) 補助事業に関する業務執行規程等に基づき、以下の対応を行う。	(3) 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、業務執行規程等に基づき、以下の措置	◇(3) 補助事業の適正、効率的な実施の確保	評定	b 法人の自己評価は、適当と認められる。

採要件等事業に関する各種情報の公表等を行う。 また、畜産業振興事業について、補助金の最も効率的かつ迅速な交付の観点から、国における事業の改廃にも資するよう、決算上の不用理由の分析を行うとともに、補助金経由の在り方及び各法人等における基金の定期的な見直しを通じたその造成の在り方の見直しを行う。その上で、保有資金及び公益法人に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。	<p>① 明確な審査基準に基づき事業を実施する。</p> <p>② 事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。</p>	を講じる。	<p>① 明確な審査基準に基づき事業を実施する。</p> <p>② 新規事業を中心に、事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。</p>	<p>① 業務執行規程等の基準に基づいた事業の審査 b :取り組みは十分であった c :取り組みはやや不十分であった d :取り組みは不十分であった</p> <p>② 巡回指導等の実施 分母を新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）とし、分子を事業説明会を開催した又は巡回指導を行った事業数とする。 b :達成度合は、90%以上であった c :達成度合は、50%以上 90%未満であった d :達成度合は、50%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、業務執行規程に基づいて作成した審査基準チェックシートを用い、事業採択に当たり、基準に基づく審査を実施した（702 件）。また、同シートを採択に係る全ての起案文書に添付して確認した。 (別添 1-16)</p> <p>(内訳) 畜産分野：668 件 野菜分野：34 件</p> <p><主要な業務実績> 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、畜産業振興事業及び野菜農業振興事業における新規 2 事業・拡充 2 事業の全てについて、事業実施主体に対する事業説明会（11 回）を実施するとともに、継続事業についても同様の会議（33 回）を実施した。 また、巡回指導（90 回）を計画的に実施した。 (別添 1-17、1-18)</p> <p>野菜農業振興事業における拡充 1 事業</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 審査基準に基づく確認を起案文書ごとに行うことにより、事業の審査を的確に実施することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 評定 b 畜産業振興事業及び野菜農業振興事業における緊急対策を含む新規・拡充事業の説明会等を計画的に行うことにより、事業実施主体に対する指導の徹底を図ることができた。達成度合は 100%（5 事業/5 事業）であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
					<p>評定</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>	b	

			(加工・業務用野菜生産基盤強化事業)について、事業説明会(1回)を実施するとともに、35(推進事業:農協等31者、支援事業:県法人4者)の事業実施主体等に対して現地確認調査を実施した。 (別添1-17)		
③ 事業の進行管理システムにより、事業の進行状況を把握する。	③ 事業の進行管理システムにより、事業の進行状況を把握し、その効率的な執行を確保する。	③ 事業の進行管理システムに基づいた進行管理の実施 b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、事業の進行管理システムにより執行件数や執行額等について毎月進捗状況の管理を行った。 (別添1-19)	<評定と根拠> 評定b 進行管理システムにより、事業の進行管理を的確に実施した。	評定 b 法人の自己評価は、適當と認められる。
④ 毎年度、ホームページにおいて、事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を公表する。	④ ホームページにおいて、事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要及び事業実施地域等の採択した事業の概要を公表する。	④ ホームページでの事業概要及び採択した事業の概要の公表 b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 補助事業の適正、効率的な実施を図るために、平成29年度に実施する畜産業振興事業及び野菜農業振興事業の事業概要及び採択した事業の概要について、情報発信が可能となった後、速やかにホームページにおいて公表した。	<評定と根拠> 評定b 提供する情報について、計画どおり適期にホームページにおいて公表できた。	評定 b 法人の自己評価は、適當と認められる。
⑤ 事業実施主体からの要領及び事業実施計画の承認並びに補助金の交付決定	⑤ 事務処理手続きの迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施主体から要領	⑤ 事務処理手続きの迅速化 分母を受理した要領、実施計画及び交付申請の合計件	<主要な業務実績> 進行管理システムによる進行管理の徹底等により、事業実施主体から要領及び事	<評定と根拠> 評定b 進行管理システムの活用等による進行管理の徹底により、速やかな	評定 b 法人の自己評価は、適當と認められる。

	<p>については、速やかに行う。</p> <p>⑥ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入するとともに、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ、評価手法等の改善を行う。</p> <p>⑦ 評価手法の必要に応じた改善等</p> <p>b : 必要がなかった又は十分であった c : 必要はあったが、やや不十分であった d : 必要はあったが、不十分であった</p>	<p>及び事業実施計画を受理してから承認の通知を行までの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間が 10 業務日以内である件数の全件数に占める割合を 90 % 以上とする。</p> <p>⑥ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入する。また、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ評価手法等の改善を行う。</p> <p>⑦ 評価手法の必要に応じた改善等 b : 必要がなかった又は十分であった c : 必要はあったが、やや不十分であった d : 必要はあったが、不十分であった</p>	<p>数とし、分子を 10 業務日以内で行った要領、実施計画及び交付申請の合計件数とする。ただし、地方の複数の事業実施主体に係る事業については対象件数から除外する。</p> <p>b : 達成度合は、90%以上であった c : 達成度合は、50%以上 90%未満であった d : 達成度合は、50%未満であった</p> <p>⑥ 新規等の補助事業への適切な評価手法の導入 b : 適切な評価手法を導入した d : 評価手法を導入しなかった</p> <p>⑦ 評価手法の必要に応じた改善等 b : 必要がなかった又は十分であった c : 必要はあったが、やや不十分であった d : 必要はあったが、不十分であった</p>	<p>業実施計画を受理してから承認通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間が 10 業務日以内であった割合は 100% であった（総受理件数 1,202 件に対し、10 業務日以内に行った件数は 1,202 件）。</p> <p>(内訳) 畜産分野：841 件/841 件 野菜分野：361 件/361 件</p> <p><主要な業務実績> 新たに評価手法を導入すべき補助事業はなかった。</p> <p><主要な業務実績> 事業実施状況等を踏まえた結果、評価手法の改善等の必要がなかった。</p>	<p>事務処理を行うことができた。達成割合は 100% (1,202 件/1,202 件) であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 評定－</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 評定 b 評価手法の改善等の必要がなかった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> </table>	評定	－	評定	b
評定	－									
評定	b									

	⑦ 畜産業振興事業について、決算上の不用理由の分析を行うとともに、補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行う。	⑦ 機構の業務実施に必要な経費を確保する等のため、畜産業振興事業について、次の取組を行う。 ア 決算上の不用理由の分析を行なう。	⑧ 決算上の不用理由の分析 b :取り組みは十分であった c :取り組みはやや不十分であった d :取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 平成 28 年度事業のうち不用額が大きい事業について、その理由を分析し、平成 29 年 7 月 4 日に開催した補助事業に関する第三者委員会において、その結果を報告した。 (別添 1-20)	<評定と根拠> 評定 b 不用額の大きい事業について、その理由を分析した。 <課題と対応> 特になし	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。
	また、同事業により造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づき、国における事業の改廃に資するよう、中期目標期間中に全ての基金について見直しを実施する。その上で、保有資金及び公益法人に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。	イ 補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行う。	⑨ 補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直し b :取り組みは十分であった c :取り組みはやや不十分であった d :取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 平成 29 年度補正予算事業及び平成 30 年度当初予算事業について、補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方を検討し、事業実施要綱の制定・改正を行なった。	<評定と根拠> 評定 b 補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方を検討し、事業実施要綱の制定・改正を行なった。 <課題と対応> 特になし	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。
	ウ 造成された	⑩ 基準等の見直	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b	

	<p>基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づく基金の見直し等を行う。</p>	<p>し b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う)</p>	<p>基金基準等に準じて定めた基金管理基準に基づき 7 基金の見直しを行い、その結果を公表した。 このうち、使用見込みの低い加工原料乳生産者経営安定対策事業の基金の一部を返還させた。 (別添 1-21)</p>	<p>評定 b 基金管理基準に基づき、基金の見直しを行うことができた。</p>	<p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>
--	---	--	---	---	---------------------------

4. その他参考情報

（「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」のうち、法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直しへの対応）

- 1 不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためのガバナンスの支援に努める件については、現地調査、本部でのヒアリング、事業説明会、ホームページの周知等を通じて実施している。
- 2 不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る件については、関係する法律、規程により該当する者を事業の対象外とする等の措置が既に導入されている。
- 3 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する件については、これらの内容を事業説明会及びホームページを通じて周知している。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-6	6 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組
当該項目の重要度、難易度	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	第4 財務内容の改善に関する事項	6 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組	6 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組	○ 6 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組			<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>小項目の評定は b であり、この数値の割合が基準となる数値の90%以上であることから、評定はBとした。</p> <p>小項目の総数： 1</p> <p>評価 b の小項目数： 1×2 点 = 2 点</p> <p>評価 c の小項目数： 0×1 点 = 0 点</p> <p>評価 d の小項目数： 0×0 点 = 0 点</p> <p>合計 2 点 ($2 / 2 = 100\%$)</p> <p>・砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組については、短期借入金の借入に当たり、一般競争入札の実施により借入利率のうち固定利率（スプレッド）が 0% となつたほか、借入期間を 1 週間以内とし、変動利率（日本円タイボー）を最も低く抑えることで、借入コストの削減を図っている（第4の関連箇所も参照）。</p> <p><その他事項></p>

						評定	b
3 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組 砂糖勘定の累積欠損の解消に向け、糖価調整制度の趣旨及び「糖価調整制度の安定的な運営の趣旨及び制度関係者の取組等に基づき、収支改善に向けて講じる措置を踏まえ、交付金の交付業務等を適正に実施するとともに、短期借入れをするに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの削減に努める。 また、農林水産省独立行政法人評価有識者会議において、講じている措置の不断の検証を行い、見直しを行う。	砂糖勘定の累積欠損の解消に向け、糖価調整制度の趣旨及び「糖価調整制度の安定的な運営の趣旨」等に基づく収支改善に向けた取組を踏まえ、交付金の交付業務等を適正に実施するとともに、短期借入れをするに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの削減に努める。 また、農林水産省独立行政法人評価有識者会議において、講じている措置の不断の検証を行い、見直しを行う。	砂糖勘定の累積欠損の解消に向け、糖価調整制度の趣旨及び「糖価調整制度の安定的な運営の趣旨」等に基づく収支改善に向けた取組を踏まえ、交付金の交付業務等を適正に実施するとともに、短期借入れをするに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの削減に努める。	(指標=適切な方法による借入金融機関の決定、適切な借入期間の設定) b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 短期借入金の借入れに当たり、平成30年3月19日に一般競争入札を実施し、平成30年度の借入金融機関を決定した結果、借入利率のうち固定利率(スプレッド)は、0%となった。 【参考】 応札金融機関：4社 【固定利率の推移】 <26年度> 0% <27年度> 0% <28年度> 0% <29年度> 0% <30年度> 0%	<評定と根拠> 評定 b 競争性を持たせた決 定方法により、借入利率のうち固定利率(スプレッド)を低く抑えることができた。 また、年末年始を除き全ての借入期間を1週間以内とし利率(日本円TIBOR)を最も低くすることにより、借入利息の削減を行うことができた。 <課題と対応> 特になし また、平成29年度においても、年末年始を除く全ての借入期間を1週間以内としたことにより、変動利率(日本円TIBOR)は最も低くなり、借入利息の削減を行った。 (別添1-22)	法人の自己評価は、適當と認められる。	

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-7	7 長期借入れを行う場合の留意事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第5 その他業務運営に関する重要事項 2 長期借入れを行う場合の留意事項	7 長期借入れを行う場合の留意事項	—	○7 長期借入れを行う場合の留意事項	長期借入金の極力有利な条件での借入 b :取り組みは十分であった c :取り組みはやや不十分であった d :取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う)	<主要な業務実績> 長期借入は行わなかった。 <評定と根拠> 評定— <課題と対応> —	評定 — 評定 —
独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号)第14条(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)第20条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づく	独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号) 第14条第1項(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)第20条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づく	—	○7 長期借入れを行う場合の留意事項	長期借入金の極力有利な条件での借入 b :取り組みは十分であった c :取り組みはやや不十分であった d :取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う)	<主要な業務実績> 長期借入は行わなかった。 <評定と根拠> 評定— <課題と対応> —	評定 — 評定 —

	づき、機構が長期借入金をするに当たっては市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	適用する場合を含む。)の規定に基づき、機構が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。			
--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
2—1	1 経営安定対策 (1)畜産関係業務 ① 畜産業振興事業 3 緊急対策 (1)畜産関係業務					
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 国産農畜産物を軸とした食の農の結びつきの強化			当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条	
当該項目の重要度、難易度	-			関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号: 0133、0135、0136	

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
養豚補填金を交付した回数	-	12,579件	3,011件	-	-	-	-	予算額(千円)
								140,853,730
								170,714,493
								145,542,974
								145,645,038
								151,155,846
目標業務日以内に交付した回数	21業務日以内の交付	12,579件	3,011件	-	-	-	-	決算額(千円)
								132,797,550
								102,106,089
								75,027,299
								71,212,330
								54,755,903
達成度合	-	100%	100%	-	-	-	-	経常費用(千円)
								177,551,096
								103,744,675
								75,029,229
								196,819,183
								55,549,734
								△69,071,951
								△8,124,020
								△12,569,128
								△137,366,055
								△5,974,775
								△29
								△25
								31
								54.0

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、畜産振興事業全体に関するもの（生産者等へ交付される補助金等が含まれる。）を掲載している。

- 2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとめごとに整理していたが、平成27年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとめごとに整理している。
- 3) 予算額、決算額は支出額を記載。
- 4) 経常利益はマイナスとなっているが、これに対しては、臨時利益（返還金等）が充当される。なお、当期総利益は、リース債務とこれに係る減価償却費の差である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	

	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置	◎第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置			
	1 経営安定対策	1 経営安定対策	1 経営安定対策			<p>評定 B</p> <p>小項目の評定はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 90%以上であることから、評定はBとした。</p> <p>小項目の総数 : 21</p> <p>評価 b の小項目数 : 20×2 点 = 40 点</p> <p>評価 c の小項目数 : 0×1 点 = 0 点</p> <p>評価 d の小項目数 : 0×0 点 = 0 点</p> <p>(評価対象外 : 1)</p> <p>合計 40 点 ($40 / 40 = 100\%$)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産の経営安定対策については、酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚等それぞれの特性に応じ、コストや販売価格の変動等による影響を緩和するための対策が講じられており、いずれの業務も迅速かつ適切に実施されている。 ・野菜の経営安定対策については、生産者補給交付金等の迅速な交付を行っている。また、契約野菜収入確保モデル事業の普及を図ったほか、事業の効果及び課題を検証し、農林水産省に報告するなど、事業の改善に努めている。 ・契約指定野菜安定供給事業におけるリレー出荷の特例措置について、野菜生産者、関係団体等 1,604 者にパンフレットを配布するとともに、野菜の交流会等の場を活用して説明を行う等の周知の取組を計画どおりに行っている。 ・この他、今後の収入保険制度の導入に対応するため、「契約野菜収入確保モデル事業補助実施要領」において収入保険との重複加入を防ぐための改正を行った。 ・砂糖・でん粉関係業務については、生産者等への交付金の迅速な交付を行っている。 ・また、業務の透明性を確保する観点から、業務実績等に関する情報をホームページで計画どおりに公表している。 	
	(1)畜産関係業務	(1)畜産関係業務	(1)畜産関係業務				
	① 畜産業振興事	① 畜産業振興	① 畜産業振興	① 畜産業振興			

業 ア 肉用牛対策 肉用牛経営の安定化のための補填金の交付等を行う。	事業 ア 肉用牛対策 肉用牛生産者の経営の安定を図るため、価格の低落等により生産者の収益性が悪化した場合に的確に補填金の交付等を行う。	事業 ア 肉用牛対策 肉用牛生産者の経営の安定を図るため、次の取組を行う。 ① 肉用牛肥育経営安定特別対策事業について、補填金を迅速・的確に交付するため、補填金の交付状況等に応じて所要の基金造成を適切に行う。 ② 都道府県団体から生産者への迅速な交付が行われるよう、都道府県団体を指導する。	<主要な業務実績> 厳しい経営環境が続く肉用牛肥育経営の安定を図ることを目的に肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る補填金を月ごとに交付できるよう、月ごとに生産者積立金に対応した基金造成必要額について基金造成を行った。 平成 29 年度基金造成額：382 億円	<評定と根拠> 評定 b 補填金の交付に必要な基金造成額を月ごとに把握し、基金造成を適切に行うことができた。	評定 法人の自己評価は、適当と認められる。b
				<課題と対応> 特になし	
イ 養豚対策 養豚経営の安定化のための補填金の交付等を行う。	事業 イ 養豚対策 養豚生産者の経営の安定を図るため、価格の低落等により生産者の収益性が悪化した場合に的確に補填金の交付等を行う。	事業 イ 養豚対策 養豚生産者からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に生産者補填金等を交付する。	<主要な業務実績> (イ) 都道府県団体による生産者への迅速な交付について各種会議等での指導 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった	<評定と根拠> 評定 b 予め事務連絡文書の発出等を行い、生産者への補填金交付に係る日程を毎回周知すること等により、生産者への迅速な補填金の交付について、都道府県団体を十分指導した。	評定 法人の自己評価は、適当と認められる。b
				<課題と対応> 特になし	
イ 養豚対策 養豚経営の安定化のための補填金の交付等を行う。	事業 イ 養豚対策 養豚生産者からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に生産者補填金等を交付する。	◇イ 養豚対策 生産者補填金の的確な交付分母を養豚補填金を交付した回数とし、分子を当該補填金を 21 業務日以内に交付した回数とする。 b : 達成度合は、	<主要な業務実績> 平成 28 年度第 4 半期、平成 29 年度第 1 ~ 第 3 四半期分に係る補填金は、平均粗収益が平均コストを上回ったため、交付されなかった。	<評定と根拠> 評定 -	評定 -
				<課題と対応> 特になし	

ウ 補完対策 経営安定対策の補完対策を行う。 本対策については、畜産に係る環境変化、事業実績や実施効果等を踏まえ、不断の見直しを行う。	ウ 補完対策 経営安定対策の補完対策を行う。 本対策については、畜産に係る環境変化、事業実績や実施効果等を踏まえ、不断の見直しを行う。	ウ 補完対策 経営安定対策の補完対策にあっては、新規・拡充事業について事業実施主体への指導等の取組を重点的に実施するなど、事業の効率的かつ適正な実施を図る。	100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった ウ 補完対策 経営安定対策の補完対策の事業の効率的かつ適正な実施 分母を新規・拡充事業数とし、分子を事業説明会を開催した又は巡回指導を行った事業数とする。 b : 達成度合は、90%以上であった c : 達成度合は、50%以上 90%未満であった d : 達成度合は、50%未満であった	<主要な業務実績> 経営安定対策の補完対策にあっては、全ての新規・拡充事業について、事業説明会を実施した。(第1の5の(3)の②参照) <課題と対応> 特になし	<評定と根拠> 評定 b 第1の5の(3)の②参照	評定 法人の自己評価は、適當と認められる。
3 緊急対策	3 緊急対策	3 緊急対策	○ 3 緊急対策			評定 小項目の評定はbであり、この数値の割合が基準となる数値の90%以上であることから、評定はBとした。 小項目の総数：2 評価bの小項目数：1×2点= 2点 評価cの小項目数：0×1点= 0点 評価dの小項目数：0×0点= 0点 (評価対象外：1) 合計 2点 (2/2=100%) ・法人の業務の一環として、畜産及び野菜関係業務において、諸情勢の変

						化に対応して緊急に対応すべき政策課題について、国からの要請に基づき、緊急対策を行うとされている。平成 29 年度は、畜産関係では、12 月の国からの補正予算事業の実施要請、梅雨期（6～7月）や9月に来襲した台風第 18 号に係る豪雨及び暴風雨による災害、平成 29 年 3 月及び平成 30 年 1 月の高病原性鳥インフルエンザ、11 月から翌年 3 月の大雪による災害の発生に際しては、国の要請に基づき、対策の公表後、迅速に事業実施要綱の制定、改正等を行い、早期に事業を実施している。
(1) 畜産関係業務 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを作対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行った。 また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中に機動的な対応が必要となることについて配慮する。	(1) 畜産関係業務 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行った。 また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中に機動的な対応が必要となることについて配慮するものとする。	(1) 畜産関係業務 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等の実施 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった （実施した年度のみ評価を行う）	◇(1) 畜産関係業務 口蹄疫等悪性伝染病発生時等における畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策として措置された既存事業の拡充や要件緩和等について、国の要請に基づき、早期に事業が実施できるよう実施要綱の改正等を速やかに行つた。 （事業数：8事業。うち拡充4事業、要件緩和等4事業） また、平成 29 年 9 月に来襲した台風第 18 号における豪雨及び暴風雨による被害への畜産支援対策として措置された既存事業（粗飼料確保緊急対策事業）の拡充について、国の要請に基づき、早期に事業が実施できるよう実施要綱の改正を速やかに行った。 （事業数：1事業。うち拡充1事業） 平成 29 年 12 月には国から補正予算事業	<評定と根拠> 評定 b 平成 29 年梅雨期における豪雨及び暴風雨等の自然災害や高病原性鳥インフルエンザの発生に際しては、既存事業の拡充等により機動的かつ円滑に対応することができた。 <課題と対応> 特になし	評定	b 法人の自己評価は、適当と認められる。

			<p>の実施要請を受け、対策決定後、速やかに実施要綱を制定し、補正予算成立日（30年2月1日）に施行した。 （事業数：1事業）</p> <p>次いで、平成29年3月（宮城県・千葉県）及び平成30年1月（香川県）に発生した高病原性鳥インフルエンザについて、家畜防疫互助基金支援事業による対応を検討し、それぞれ平成29年6月及び平成30年2月に同事業の補助限度額の変更及び補助金交付決定を速やかに行った。</p> <p>（事業数：1事業）</p> <p>さらに、平成29年度の大雪（11～3月）による被害への畜産支援対策として措置された既存事業の拡充について、国の要請に基づき、早期に事業が実施できるよう実施要綱の改正等を速やかに行った。</p> <p>（事業数：6事業。うち拡充3事業、要件緩和等3事業） （別添2-1）</p>	
--	--	--	---	--

4. その他参考情報

（予算と決算の乖離理由）

子牛価格や牛・豚枝肉価格が堅調に推移したことにより、関連する補填金等の発動が少なかつたこと等のため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
2—2		1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務 ② 加工原料乳生産者補給交付金の交付					
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 国産農畜産物を軸とした食の農の結びつきの強化				当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条	
当該項目の重要度、難易度	—				関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号:0130	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
加工原料乳生産者補給交付金の支払請求件数	—	49件	47件	44件	44件	43件	44件		予算額(千円)	22,802,660	31,152,593	31,132,457	30,624,106	37,073,536
目標業務日以内に交付した件数	18業務日以内に交付した件数	49件	47件	44件	44件	43件	44件		決算額(千円)	20,173,560	26,869,931	27,843,481	26,202,317	33,556,948
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%		経常費用(千円)	20,173,560	26,869,931	27,843,481	26,202,317	33,556,948
受託数量等を公表した回数	—	12回	12回	12回	12回	12回	12回		経常利益(千円)	△1,759,113	0	△173,569	△6,019,250	0
目標業務日以内に公表した回数	9業務日以内に公表	12回	12回	12回	12回	12回	12回		当期総利益(千円)	0	0	0	0	0
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%		従事人員数	5.10	5.10	5.30	5.30	5.75

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、加工原料乳生産者補給交付金の交付事業全体に関するもの（指定生乳生産者団体へ交付される交付金が含まれる。）を掲載している。

2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。

3) 予算額、決算額は支出額を記載。

4) 平成25及び28年度の経常利益のマイナスに対しては、前中期目標期間繰越積立金取崩額を充当し、平成27年度の経常利益のマイナスに対しては、臨時利益を充当したため、当期総利益は0円となる。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
1 経営安定対策	1 経営安定対	1 経営安定対	○ 1 経営安定			評定	B

						<評定に至った理由> 項目別調書No.2－1参照
(1)畜産関係業務 ②加工原料乳生産者補給交付金の交付	策 (1)畜産関係業務 ②加工原料乳生産者補給交付金の交付	策 (1)畜産関係業務 ②加工原料乳生産者補給交付金の交付	対策 (1)畜産関係業務 ② 加工原料乳生産者補給交付金の交付			<評定と根拠> 評定 b 支払請求があった全てについて 18 業務日以内の交付ができた。達成度合は、100% (44 件/44 件) であった。
ア 加工原料乳生産者補給交付金については、特別な事由を除き、指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。 ただし、指定生乳生産者団体から 18 業務日を超えた支払希望がある場合を除く。	ア 加工原料乳生産者補給交付金については、事務処理の迅速化等により、指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。 ただし、指定生乳生産者団体から 18 業務日を超えた支払希望がある場合を除く。	ア 指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に生産者補給交付金を交付する。ただし、指定生乳生産者団体から 18 業務日を超えた支払希望がある場合を除く。	◇ア 生産者補給交付金の交付 分母を支払請求件数とし、分子を 18 業務日以内に交付した件数とする。 b : 達成度合は、100% であった c : 達成度合は、70% 以上 100% 未満であった d : 達成度合は、70% 未満であった	<主要な業務実績> 加工原料乳生産者補給交付金については、指定生乳生産者団体から交付申請書を受理した日から 18 業務日以内に全て交付した(44 件)。 (別添 2-2) 加工原料乳生産者補給交付金業務の一層の迅速化を図るために当たっては、指定生乳生産者団体に対して「加工原料乳生産者補給交付金交付関係業務の迅速化等について」の文書を発するとともに、その後においても電話等で指導を行った。	<課題と対応> 特になし	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。
イ ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した後に速やかに公表する。	イ 交付業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から 9	イ 交付業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から 9	◇イ 受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報の公表 分母を公表回数とし、分子を 9 業務日以内に公表した回数とする。 b : 達成度合は、100% であった c : 達成度合は、	<主要な業務実績> 指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報については、全て 9 業務日以内に公表した。 (別添 2-3) 事務処理の迅速化等を図るに当たっては、都道府県及び指定生乳生産者団体へ文	<評定と根拠> 評定 b 加工原料乳認定数量等に係る情報を全て 9 業務日以内に公表できた。達成度合は、100% (12 回/12 回) であった。	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。

	業務日以内に公表する。	業務日以内に公表する。	70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった	書を発し、相互連絡等について指導を行った。		
--	-------------	-------------	---	-----------------------	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

生乳生産の減少に伴い加工原料乳向け生乳数量が減少したことにより、加工原料乳生産者補給交付金の交付数量が見込みよりも下回ったため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
2-3	1 経営安定対策 (1)畜産関係業務 ③ 肉用子牛生産者補給交付金の交付					
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 国産農畜産物を軸とした食の農の結びつきの強化					
当該項目の重要度、難易度	—					

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
肉用子牛生産者補給交付金等を交付した回数	—	8回	6回	4回	4回	4回	4回	予算額(千円)
目標業務日以内に交付した回数	14業務日以内の交付	8回	6回	4回	4回	4回	4回	決算額(千円)
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	経常費用(千円)
肉用子牛生産者補給交付金等を交付した回数	—	4回	4回	4回	4回	4回	4回	経常利益(千円)
目標業務日以内に交付状況を公表した回数	5業務日以内の公表	4回	4回	4回	4回	4回	4回	当期総利益(千円)
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	従事人員数

- 注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、肉用子牛生産者補給交付金等交付事業全体に関するもの（生産者等へ交付される交付金等が含まれる。）を掲載している。
- 2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとめごとに整理していたが、平成27年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとめごとに整理している。
- 3) 予算額、決算額は支出額を記載。
- 4) 経常利益はマイナスとなっているが、これに対しては、臨時利益（返還金）が充当されるため、平成25及び26年度の当期総利益は0円となる。平成27年度は業務対象年間終了に伴う返還金があり、当期総利益は105億円となる。平成28及び29年度は、当期総利益はマイナスであるが、これに対しては積立金を取り崩して充当した。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
1 経営安定対策 (1)畜産関係業務 ③肉用子牛生産者補給交付金の交付 ア 肉用子牛生産者補給交付金については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。	1 経営安定対策 (1)畜産関係業務 ③肉用子牛生産者補給交付金の交付 ア 交付業務の迅速化 肉用子牛生産者補給交付金については、事務処理の迅速化等により、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。	1 経営安定対策 (1)畜産関係業務 ③肉用子牛生産者補給交付金の交付 ア 交付業務の迅速化 指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。	○ 1 経営安定対策 (1)畜産関係業務 ③ 肉用子牛生産者補給交付金の交付 ◇ア 生産者補給交付金の交付 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数と生産者積立助成金を交付した回数の合計回数とし、分子をそれぞれの交付金等を14業務日以内に交付を完了した回数とする。 b :達成度合は、100%であった c :達成度合は、70%以上 100%未満であった d :達成度合は、70%未満であった イ ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を公表 透明性を確保する観点から、ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する生産者補給交付金の交付が終了した後に速やかに公表する。	<主要な業務実績> 平成 28 年度第 4 四半期、平成 29 年度第 1 ~ 第 3 四半期分に係る生産者積立助成金については、指定協会からの交付申請書を受理した日から 14 業務日以内に全て交付した。 (別添 2-4) 交付業務の迅速化に当たっては、全国会議を開催して、事務スケジュールの順守の徹底等を図るとともに、指定協会に対して四半期ごとに事務連絡文書を発して周知した。	<評定と根拠> 評定 b 交付申請書を受理した日から 14 業務日以内にすべて交付することができた。達成度合は 100% (4 回/ 4 回) であった。 <課題と対応> 特になし	評定 項目別調書No.2 – 1 参照 評定 法人の自己評価は、適当と認められる。
イ 交付状況に係る情報の公表 透明性を確保する観点から、ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会を、全指定協会に公表する。	イ 交付状況に係る情報の公表 (ア) 交付業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会を、全指定協会に公表する。	イ 交付状況に係る情報の公表 ◇イ ホームページ等による交付状況等の公表 (ア) 5 業務日以内の公表 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数とし、分子を 5 業務日以内に公表	<主要な業務実績> 生産者補給交付金の交付状況に係る情報については、発動がなかったため、平均売買価格告示日から全て 5 業務日以内に公表	<評定と根拠> 評定 b 事務処理を迅速に行つた結果、計画的に公表することができた。達成度合は 100% (4 回/ 4 回) であった。		評定 法人の自己評価は、適当と認められる。

	<p>に対する生産者補給交付金の交付を終了した日から 5 業務日以内に公表する。</p> <p>また、生産者に対して生産者補給金等交付通知書（葉書）を送付すること等により、情報提供の質の向上を図る。</p>	<p>情報を、全指定協会に対する生産者補給交付金の交付を終了した日から 5 業務日以内に公表する。</p> <p>(イ) 肉用子牛生産者補給金制度の適切な運用に資する目的で生産者に提供する情報の質の向上を図るため、生産者補給金交付通知書（葉書）等の活用を行う。</p>	<p>に公表を行った回数とする。</p> <p>b : 達成度合は、100%であった</p> <p>c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>(イ) 生産者補給金交付通知書（葉書）の活用</p> <p>b : 取り組みは十分であった</p> <p>c : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>d : 取り組みは不十分であった</p>	<p>表した。 (別添 2-5)</p> <p><主要な業務実績> 平成 28 年度第 4 四半期、平成 29 年度第 1 四半期は、生産者補給金等の発動がなかったため、生産者補給金交付通知書（葉書）の送付はしなかった。</p> <p>平成 29 年度第 2 四半期、第 3 四半期の肉用子牛生産者補給金の発動はなかったが、発動のあった肉用牛繁殖経営支援事業の支援交付金交付通知書（葉書）により、生産者に対しコスト削減に向けた取組の推進について周知した。</p>	<p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 評定 b 生産者補給金等の発動があった場合には、生産者補給金交付通知書（葉書）を活用し、コスト削減に向けた取組の推進等について周知することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
					<p>評定</p> <p>法人の自己評価は、適當と認められる。</p>	b

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

肉用子牛の平均売買価格が全品種で高騰し、保証基準価格を上回ったことから、生産者補給交付金の発動がなかったため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-4	2 需給調整・価格安定対策 (1) 畜産関係業務 ① 指定食肉の売買 ② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 国産農畜産物を軸とした食の農の結びつきの強化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条 畜産物の価格安定に関する法律
当該項目の重要度、難易度	一	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0133、0136

決定を行った回数													
	達成度合	-	-	-	-	-	-	-					

- 注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、指定食肉の売買事業等に関するものその他、平成27~29年度はこれらに係る情報収集提供事業に関するものを掲載している。
- 2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日)を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。
- 3) 予算額、決算額は支出額を記載。
- 4) 平成28年度及び29年度は、運営費交付金収益化基準の改訂により総利益が計上される。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
2 需給調整・価格安定対策	2 需給調整・価格安定対策	2 需給調整・価格安定対策	○ 2 需給調整・価格安定対策			<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の90%以上であることから、評定はBとした。</p> <p>小項目の総数：15</p> <p>評価bの小項目数：13×2点 = 26点</p> <p>評価cの小項目数：0×1点 = 0点</p> <p>評価dの小項目数：0×0点 = 0点</p> <p>(評価対象外：2)</p> <p>合計 26点 ($26 / 26 = 100\%$)</p> <p>・指定乳製品等については、国際約束に従って国が定める数量(137,202トン)の全量について、需給状況を踏まえて品目、数量等を決定し、輸入契約が締結された。また、バター及び脱脂粉乳の安定的な供給を確保するため、平成29年1月27日付け及び平成29年5月25日付で農林水産大臣からバター13,000トン、脱脂粉乳21,000トンの輸入承認を受け、中期計画等のただし書きにより売渡しの評価対象から除外したもの(脱脂粉乳2,000トン)及び平成30年度の引渡しとなるもの以外全ての契約について、迅速に売渡しを行っている。これらの取組等により、バターの需給は安定して推移しており、バターの店頭調査における家庭用バターの欠品率は、ほぼゼロで推移している。</p> <p>・このほか、指定乳製品の輸入等の業務を的確に実施するため、乳製品の需給に関する情報収集や予測を行い、ホームページで公表しているが、予測については実績との乖離についても分析するなど、改善に努めている。</p> <p>・野菜価格の低落に対応するため、生産出荷団体緊急需給調整助成事</p>

(1)畜産関係業務 ①指定食肉の売買 指定食肉の価格 安定を図るため、 指定食肉の買入れ・売渡しを決定 した場合は、決定 した日から 30 業 務日以内に売買業 務を実施する。	(1)畜産関係業 務 ①指定食肉の売 買 ア 指定食肉の 買入れ・売渡し を決定した場合 は、決定した日 から 30 業務日以 内に売買業務を 実施する。	(1)畜産関係業 務 ①指定食肉の売 買 ア 指定食肉の 買入れ・売渡し を決定した場合 は、決定した日 から 30 業務日以 内に売買業務を 実施する。	◇ (1)畜産関係 業務 ① 指定食肉の 売買 ア 30 業務日以 内の買入れ又は 売渡しの実施 分母を指定食 肉の買入れ又は 売渡しの実施回 数とし、分子を 当該買入れ又は 売渡しを決定し た日から 30 業務 日以内に買入れ 又は売渡しを実 施した回数とす る。 b : 達成度合は、 100%であった c : 達成度合は、 70%以上 100% 未満であった d : 達成度合は、 70%未満であつ た (実施した年度 のみ評価を行 う)	<主要な業務実績> 指定食肉の買入れ は実施しなかった。	<評定と根拠> 評定－ <課題と対応> 特になし	<p>業等を実施したほか、野菜農業振興事業のうち、加工・業務用野菜生産基盤強化事業等について、事業実施主体等との連携を密に行い、的確な実施に努めている。また、緊急需給調整事業については、機構の見直し案を踏まえ、農林水産省と協議をした結果、実施の必要性や効果等が低い事業メニューを廃止することとし、規程の改正を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 砂糖・でん粉関係業務については、輸入指定糖・異性化糖等及び輸入指定でん粉等の買入れ及び売戻しにおける月ごとの売買実績について、定められた期間内に、法人のホームページに公表している。 <p><その他事項></p>

	定を行う。	ら 14 業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。	開始 分母を国が保管計画の認定を行った回数とし、分子を当該保管計画の認定日から 14 業務日以内に調整保管の交付決定を行った回数とする。 b : 達成度合は、100% であった c : 達成度合は、70% 以上 100% 未満であった d : 達成度合は、70% 未満であった (実施した年度のみ評価を行う)	団体等による畜産物の調整保管に係る計画の認定は行われなかった。	<課題と対応> 特になし	
--	-------	--------------------------------	--	---------------------------------	-----------------	--

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

指定食肉売買事業及び調整保管事業は、指定食肉等の価格の動向から実施に至らなかつたため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
2—5	2 需給調整・価格安定対策 (1) 畜産関係業務 ③ 指定乳製品等の輸入・売買					
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 国産農畜産物を軸とした食の農の結びつきの強化			当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法	
当該項目の重要度、難易度	一			関連する政策評価・行政事業レビュー	一	

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット(アウトカム)情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)	
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
指定乳製品等の輸入の契約数	一	一	193件	133件	76件	295件		予算額(千円)
目標業務日以内に売渡した契約数	20業務日以内の売渡し	一	193件	133件	76件	295件		決算額(千円)
達成度合	一	一	100%	100%	100%	100%		経常費用(千円)
国から通知を受けた輸入数量	全量の輸入	137,202トン	137,202トン	137,202トン	137,202トン	137,202トン		経常利益(千円)
輸入入札に付した数量	一	137,211トン	137,208トン	137,206トン	137,214トン	137,203トン		当期総利益(千円)
達成度合	一	100%	100%	100%	100%	100%		従事人員数
国が指示する方針による売渡計画の数量	計画の確実な実施	14,084トン	21,699トン	22,656トン	27,263トン	29,753トン	64,496トン	
売渡入札に付した数量	一	14,084トン	21,699トン	22,656トン	27,263トン	29,753トン	64,496トン	
達成度合	一	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
需給に関する情報の公示月数(計画)	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月	

値)															
需給に関する情報の公表月数(実績値)	—	12月													
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
売買実績に係る情報の公表した回数	—	12回													
目標の期日までに公表した回数	翌月 19 日までの公表	12回													
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、指定乳製品等の輸入・売買事業全体に関するもの（輸入指定乳製品等の買入費等が含まれる。）を掲載している。

- 2) 主要なインプット情報については、平成 26 年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成 27 年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。
- 3) 予算額、決算額は支出額を記載。
- 4) 経常利益は、同一勘定（補給金等勘定）の加工原料乳生産者補給金等に充当した後の額。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
2 需給調整・価格安定対策 (1)畜産関係業務 ③ 指定乳製品等の輸入・売買 ア 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときは、速やかに輸入・売渡業務を行	2 需給調整・価格安定対策 (1)畜産関係業務 ③ 指定乳製品等の輸入・売買 ア 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときは、速やかに輸入・売渡業務を行	2 需給調整・価格安定対策 (1)畜産関係業務 ③ 指定乳製品等の輸入・売買 ア 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときは、速やかに輸入・売渡業務を行	○ 2 需給調整・価格安定対策 (1)畜産関係業務 ③ 指定乳製品等の輸入・売買 ア 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときは、速やかに輸入・売渡業務を行	<主要な業務実績> バター及び脱脂粉乳の安定的な供給を確保する観点から、平成 29 年 1 月 27 日付けて農林水産大臣からバター 13,000 トン、5 月 25 日付けて脱脂粉乳 21,000 トンの輸入承認を受け、年度内に輸入したバター及び脱脂粉乳のうち、中期計画等のただし書きによるもの以外の契約全てについて 20 業務日以内に売渡しを行い、達成度合は 100% (295 / 295)	<評定と根拠> 評価 b 農林水産大臣から輸入承認を受け、年度内に輸入したバター及び脱脂粉乳のうち、中期計画等のただし書きによるもの以外の契約全てについて 20 業務日以内に売渡しを行い、達成度合は 100% (295 / 295)	評定 B <評定に至った理由> 項目別調書No.2 – 4 参照 評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。

<p>うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。</p> <p>ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。</p>	<p>入・売渡業務を行ふものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。</p> <p>ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。</p>	<p>入・売渡業務を行ふものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。</p> <p>ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。</p>	<p>ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。</p> <p>b : 達成度合は、100%であった</p> <p>c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>(実施した年度のみ評価を行う)</p>	<p>245 件、脱脂粉乳 204 件の輸入業務委託契約を締結した。</p> <p>このうち、脱脂粉乳 20 件 (2,000 トン) については、国内の需給状況を踏まえて売渡時期を判断することとし、中期計画等のただし書きにより、20 業務日以内の売渡しの対象から除外したほか、バター 134 件については、平成 30 年度の引渡しとなることから、これらを除くバター 111 件、脱脂粉乳 184 件の契約全てについて 20 業務日以内に売渡しを行った。(別添 2-9、2-10、2-11、2-12、2-13)</p> <p>(参考)</p> <p>平成 29 年度は、平成 28 年度に続き機構が相当量の業務用バターの追加輸入を行ったことなどから、バターの需給は安定しており、バター店頭調査における家庭用バターの欠品率は、ほぼゼロで推移している。</p>	<p>件) であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
<p>イ 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、その全量を</p>	<p>イ 国家貿易機関として、国か</p>	<p>イ 国家貿易機関として、国から通知を受けた平成 29 年度の指定乳製品等の輸入数量を輸入手</p>	<p>◇イ 国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入及び手当て分母を国から</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>国家貿易機関として、平成 29 年度に国際約束に従って国が定めて機構に通知す</p>	<p><評定と根拠></p>	<p>評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。</p>

<p>確実に輸入するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。</p>	<p>て、毎年度、その全量を確実に輸入するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。</p>	<p>当てる。</p>	<p>通知を受けた輸入数量とし、分子を輸入入札に付した数量とする。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった</p>	<p>て、需給状況を踏まえて品目、数量等を決定し、輸入契約を締結した。 i) 国から通知を受けた数量 137,202 トン ii) 輸入入札に付した数量(不落札分を除く。) 脱脂粉乳 13,000 トン ホエイ・調製ホエイ 6,700.0 トン デイリースプレッド 330.0 トン バターオイル 204.0 トン 全乳換算 137,210 トン</p>	<p>100 % (137,210 トン／137,202 トン) であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>
<p>ウ 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。</p>	<p>◇ウ 国が指示する方針による、指定乳製品の的確な売り渡し等 (ア) 指定乳製品等の的確な売り渡し 分母を国が指示する方針による売渡計画の数量とし、分子を売渡入札に付した数量とする。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、</p>	<p>（ア） 指定乳製品等の的確な売り渡し 分母を国が指示する方針による売渡計画の数量とし、分子を売渡入札に付した数量とする。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、</p>	<p><主要な業務実績> 四半期ごとに農林水産省生産局長あてに届け出ている売渡計画に基づき、バター、脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイ、デイリースpread並びにバターオイルを売渡入札に付した。 i) 売渡計画の数量 64,496 トン ii) 売渡入札に付した数量 64,496 トン</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 指定乳製品等に係る売渡計画に基づき、全量を売渡入札に付すことができた。達成度合は、100% (64,496 トン／64,496 トン) であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>評定 法人の自己評価は、適当と認められる。</p>

			70%未満であった (売渡計画において、売渡を行わない場合を除く。)	(別添2-14)		
また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者に対して外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。	また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者との意見交換を通じ、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。	(イ) 需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保するため、四半期ごとに大手需要者との情報交換会議を開催し、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等に関して意見交換を行ったほか、機構の売渡入札における落札需要者からも輸入乳製品に関する要望・意見等を把握するとともに、輸入商社等に品質面の改善等についてフィードバックした。	<評定と根拠> 評定b 需要者の要望・意見等を把握することができた。 <課題と対応> 特になし	評定	b 法人の自己評価は、適当と認められる。
ウ 指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を把握とともに、生乳及び牛乳・乳製品の需給の安定に資するため、ホームページ等においてその情報を公表する。	エ 指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、毎月、生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を把握とともに、生乳及び牛乳・乳製品の需給の安定に資するため、ホームページ等において情報を公表する。	◇エ 生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報の公表 分母を12月とし、分子を上記のとおり公表した月数とする。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であつ	<主要な業務実績> 指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、毎月、生乳生産量、用途別処理量、バター及び脱脂粉乳の生産量等を把握するとともに、形態別バターの需要調査を実施し、ホームページにおいて公表した。 また、バター及び脱脂粉乳の需給予測を行い、毎月ホームページにおいて公表した。	<評定と根拠> 評定b 指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、「バターの形態別在庫量」及び「バター及び脱脂粉乳の需給予測」を、毎月、定期的にホームページに公表し、達成度合は、100% (12月／12月)であった。 <課題と対応> 特になし	評定	b 法人の自己評価は、適当と認められる。

			た (別添 2-15) なお、需給予測については、予測と実績のかい離状況等を分析の上、ホームページにおいて公表した。 (別添 2-16)		
ウ 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を速やかに公表する。	エ 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第 14 条の 4 に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の 19 日までに公表する。	オ 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第 14 条の 4 に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の 19 日までに公表する。	◇オ 売買実績に係る情報の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月 19 日までに公表した回数とする。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった	<評定と根拠> 評定 b 全ての月の買入れ・売戻し数量について、翌月の 19 日までに公表し、達成度合は、100% (12 回／12 回) であった。 <課題と対応> 特になし	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

国際価格の低下により輸入乳製品の買入価格が見込みよりも下回ったため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
2—6	1 経営安定対策 (2)野菜関係業務 ① 指定野菜価格安定対策事業 ② 契約指定野菜安定供給事業 ⑤ ホームページ等による業務内容等の公表						
業務に関する政策・施策							
食料の安定供給の確保 国産農畜産物を軸とした食の農の結びつきの強化			当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)		独立行政法人農畜産業振興機構法第10条 野菜生産出荷安定法		
当該項目の重要度、難易度	一			関連する政策評価・行政事業レビュー		行政事業レビューシート事業番号:0131	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	予算額(千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数(指定野菜)	—	955件	1,123件	1,435件	869件	821件	1,115件	21,767,519	21,781,682	21,897,813	22,371,882	16,765,200	
目標業務日以内に交付した件数	11 業務日以内の交付	955件	1,123件	1,435件	869件	821件	1,115件	決算額(千円)	9,688,130	9,194,439	6,351,258	9,225,343	12,431,999
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	経常費用(千円)	9,216,810	8,880,360	5,872,431	8,965,430	12,109,944
登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数(契約指定野菜)	—	24件	36件	63件	21件	73件	109件	経常利益(千円)	0	0	△411,972	△2,747	△5,638
目標業務日以内に交付した件数	22 業務日以内の交付	24件	36件	63件	21件	73件	109件	当期総利益(千円)	0	0	0	0	0
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	従事人員数	13.50	13.50	13.60	13.60	13.60
リレー出荷	500者以上	—	500者	500者	500者	500者	500者						

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、野菜生産出荷安定対策事業全体に関するもの（生産者等へ交付される補助金等が含まれる。）を掲載している。

2) 主要なインプット情報については、平成 26 年度までは概ね部単位の事業等のまとめごとに整理していたが、平成 27 年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日)を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとめごとに整理している。

3) 予算額、決算額は支出額を記載。

4) 平成 27、28 及び 29 年度の経常利益のマイナスに対しては、臨時利益（返還金等）が充当されるため、当期総利益は 0 円となる。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		評定	B
					業務実績	自己評価		
1 経営安定対策 (2)野菜関係業務 ① 指定野菜価格 安定対策事業	1 経営安定対策 (2)野菜関係業務 ① 指定野菜価 格安定対策事業	1 経営安定対策 (2)野菜関係業 務 ① 指定野菜価 格安定対策事業	○ 1 経営安定対策 (2)野菜関係業 務 ◇① 指定野菜 価格安定対策事 業	<主要な業務実績> 生産者補給交付金等の交付については、 交付申請の総件数 1,115件に対し、申請書等の迅速な確認を	<評定と根拠> 評定 b 交付申請のあった全て について、11業務日以内 に交付したことから、達成 度合は100%（1,115件／	項目別調書No.2－1参照	評定	b 法人の自己評価は、適当と認められる。
指定野菜価格安 定対策事業に係る 生産者補給交付金	指定野菜価格 安定対策事業に 係る生産者補給	指定野菜価格 安定対策事業に 係る生産者補給	指定野菜価格 安定対策事業に 係る生産者補給					

等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。	交付金等については、事務処理の迅速化等により、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。	交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。	荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち 11 業務日以内に交付した件数とする。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった	することにより、登録出荷団体等から交付申請を受理した日から 11 業務日以内に全て交付した。(別添 3-1)	1,115 件) であった。 <課題と対応> 特になし	
					評定	b
					法人の自己評価は、適当と認められる。	
② 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 22 業務日以内に交付する。	② 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、事務処理の迅速化等により、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 22 業務日以内に交付する。	② 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 22 業務日以内に交付する。	② 契約指定野菜安定供給事業 ◇ア 生産者補給交付金の交付 分母を登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち 22 業務日以内に交付した件数とする。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> 生産者補給交付金等の交付申請の総件数 109 件に対し、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 22 業務日以内に全て交付した。(別添 3-2)	<評定と根拠> 評定 b 交付申請のあった全てについて、22 業務日以内に交付したことから、達成度合は、100% (109 件/109 件) であった。 <課題と対応> 特になし	
					評定	b
					法人の自己評価は、適當と認められる。	
また、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援について	また、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援	また、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援	◇イ リレー出荷に係る特例措置の周知 分母を説明会	<主要な業務実績> リレー出荷の特例措置等に係るパンフレットを機構登録生レットを機関登録生等の周知等を十分に行う	<評定と根拠> 評定 b リレー出荷の特例措置等の周知等を十分に行う	
					評定	b
					法人の自己評価は、適當と認められる。	

<p>は、国によるリレー出荷の特例措置に係る認定が、中期目標期間中 30 グループ以上行わることを目標に、本特例措置の効果的な周知を行い、機構が設定する効果的な周知等に係る目標の達成状況について厳格に検証し、本特例措置の利用促進に関する見直しを行う。</p> <p>また、効果的な周知に係る当該目標の達成状況について厳格に検証し、本特例措置の利用促進に関する見直しを行う。</p>	<p>については、中期目標期間中 30 グループ以上のリレー出荷の特例措置に係る認定に資するよう、生産者に加え、実需者や流通業者等を対象に、国と連携した事業の活用を促進する説明会等の年 2 回以上の実施やパンフレットの配布、リレー出荷の優良事例の紹介等を通じて、毎年 500 以上の者に対して当該特例措置の周知を図る。</p>	<p>については、中期目標期間中 30 グループ以上のリレー出荷の特例措置に係る認定に資するよう、生産者に加え、実需者や流通業者等を対象に、国と連携した事業の活用を促進する説明会等の年 2 回以上の実施やパンフレットの配布、リレー出荷の優良事例の紹介等を通じて、毎年 500 以上の者に対して当該特例措置の周知を図る。</p>	<p>の開催やパンフレットの配布を通じて周知を図る者の総数 500 者とし、分子をこれらの周知活動を通じて周知を図った実績者数とする。</p> <p>b : 達成度合は、100 % 以上であった c : 達成度合は、70 % 以上 100 % 未満であった d : 達成度合は、70 % 未満であった</p>	<p>産者、法人協会に所属する野菜生産者等 1,604 者に配布した。また、野菜の交流会等を活用し説明会（5 回）を実施した。</p>	<p>ことができ、達成度合は 321% (1,604 者 / 500 者) であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>
<p>⑤ ホームページ等による業務内容等の公表</p> <p>ホームページ等において、透明性を確保する観点から、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交</p>	<p>⑤ ホームページ等による業務内容等の公表</p> <p>本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、透明性を確保する観点から、野菜価格安定制度の対象となってい</p>	<p>⑤ ホームページ等による業務内容等の公表</p> <p>ホームページ等において、透明性を確保する観点から、野菜価格安定制度の対象となっ</p>	<p>◇⑤ ホームページ等による業務内容等の公表</p> <p>野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量及び交付金額について毎月ホームページに掲載した。 (別添 3-3)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量及び交付金額について毎月ホームページに掲載した。 (別添 3-3)</p> <p>また、対象出荷期間</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>年度を通じて、毎月公表し、達成度合は、100% (12 月 / 12 月) であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p>評定</p> <p>b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>

付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月公表する。	目及び出荷時期ごとの交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月公表する。	荷時期ごとの交付予約数量及び価格等に関する情報を、原則として毎月公表する。	分母を12月とし、分子を公表した月数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった	の終了月の翌月に、指定野菜価格安定対策事業の対象となっている各品目の旬別又は月別の平均販売価額をホームページに掲載した。 (別添3-4)	
-------------------------------	--	---------------------------------------	---	---	--

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

指定野菜の卸売価格が、天候不順による生育遅れ等により、平均価格を上回った期間が長かったことから、交付金額が予算額を下回ったため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
2—7	1 経営安定対策 (2)野菜関係業務 ③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ④ 野菜農業振興事業 2 需給調整・価格安定対策 (2)野菜関係業務 ① 野菜農業振興事業 ② ホームページ等による業務内容等の公表 3 緊急対策 (2)野菜関係業務				
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 国産農畜産物を軸とした食の農の結びつきの強化				
当該項目の重要度、難易度	一				

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
野菜価格安定法人別の品目ごとの交付申請の総件数(特定野菜)	一	763 件	939 件	969 件	679 件	632 件	707 件	
目標業務日以内に交付した件数	11 業務日以内に交付した件数	763 件	939 件	969 件	679 件	632 件	707 件	
達成度合	一	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
野菜の需給動向・価格動向等に関する情報の公示月数(計画値)	12 月	12 月	12 月	12 月	12 月	12 月	12 月	
野菜の需給動向・価格動	一	12 月	12 月	12 月	12 月	12 月	12 月	

向等に関する情報の公表月数(実績値)												
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%					

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、野菜農業振興事業全体に関するもの（生産者等へ交付される補助金等が含まれる。）を掲載している。

- 2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。
- 3) 予算額、決算額は支出額を記載。
- 4) 経常利益のマイナスに対しては、臨時利益（返還金等）が充当されるため、当期総利益は0円となる。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
1 経営安定対策 (2)野菜関係業務 ③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ①又は②の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。	1 経営安定対策 (2)野菜関係業務 ③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ①又は②の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。	1 経営安定対策 (2)野菜関係業務 ③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ①又は②の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。	○ 1 経営安定対策 (2)野菜関係業務 ◇③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ①又は②の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。	<主要な業務実績> 助成金の交付については、交付申請の総件数707件に対し、交付申請を受理した日から11業務日以内に全て交付した。 (別添3-5)	<評定と根拠> 評定 b 交付申請のあった全てについて、11業務日以内に交付したことから、達成度合は、100% (707件/707件) であった。 <課題と対応> 特になし	評定 B 項目別調書No.2－1参照 評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。

④ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜生産農家の経営安定を図るために、野菜の生産・流通の合理化に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。	④ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜生産農家の経営安定を図るために、野菜の生産・流通の合理化に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。	④ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜生産農家の経営安定を図るために、野菜の生産・流通の合理化に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。	◇④ 野菜農業振興事業 国、事業実施主体等との連携に基づく野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった（実施した年度のみ評価を行う。）	<主要な業務実績> 機構主催の会議等において契約野菜収入確保モデル事業の説明を行った。その他、業界紙への広告掲載、法人協会等を通じたパンフレットの配布等により、事業の普及を図った。 併せて、事業実施主体からの事業実施状況、評価等のアンケート調査等を踏まえて、事業の効果及び課題を検証し、農林水産省に報告した。 また、事業の適正実施を図るため農林水産省と協議を行い、収入保険制度の導入に対応するため、「契約野菜収入確保モデル事業補助実施要領」において収入保険との重複加入を防ぐための改正を行った。	<評定と根拠> 評定 b 事業の積極的なPRに努めた結果、1次、2次、3次公募合わせて53事業実施主体（206契約）を採択した。 また、平成30年度のモデル事業を適正に実施するための規程改正を行った。 <課題と対応> 特になし	評定	b
						項目別調書No.2－4参照	
2 需給調整・価格安定対策 (2)野菜関係業務 ①野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜の需給調整を図るために、野菜の需給の調整に関する事業その	2 需給調整・価格安定対策 (2)野菜関係業務 ① 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜の需給調整を図るために、野菜の需給の調整に関する事業その	2 需給調整・価格安定対策 (2)野菜関係業務 ① 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜の需給調整を図るために、野菜の需給の調整に関する事業その	○ 2 需給調整・価格安定対策 (2)野菜関係業務 ① 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜の需給調整を図るために、野菜の需給の調整に関する事業その	<主要な業務実績> 国、事業実施主体等と連携し、産地情報調査員設置事業22件、生産出荷団体緊急需給調整助成事業2件、野菜緊急需給調整推進事業及び野菜緊急需給調	<評定と根拠> 評定 b 産地情報調査員設置事業により産地に調査員を設置するとともに、生産出荷団体緊急需給調整助成事業及び野菜緊急需給調	評定	B
						法人の自己評価は、適当と認められる。	

<p>他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>る事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>な実施</p>	<p>b : 取り組みは十分であった</p>	<p>進助成事業 11 件を実施し、交付金を交付した。また、野菜需給協議会等各種会議（14 回）の場を活用して事業の普及・推進を図った。</p>	<p>整推進助成事業を実施した。</p> <p>また、野菜需給協議会等様々な機会を活用して、事業の普及・推進を図ことができた。</p>	
<p>また、緊急需給調整事業については、国による個々のメニューの実施の必要性や効果等についての厳格な検証及び関係者の意見等を踏まえたメニューの廃止も含めた見直しを行う。</p>	<p>また、緊急需給調整事業については、国による個々のメニューの実施の必要性や効果等についての厳格な検証及び関係者の意見等を踏まえたメニューの廃止も含めた見直しを行う。</p>	<p>また、緊急需給調整事業については、農林水産省により見直すこととされており、平成 30 年度から事業が円滑に開始されるよう平成 30 年度予算概算決定後に、農林水産省と実施要領等について協議を行う。</p>	<p>イ 緊急需給調整事業の見直しに向けた検討</p>	<p>b : 取り組みは十分であった</p>	<p>機構の見直し案を提示し、農林水産省と協議をした結果、実施の必要性や効果等が低い事業メニューを、平成 29 年度を最後に廃止することとし、規程の改正を行った。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>実施の必要性や効果等が低い事業メニューを廃止するとともに、平成 30 年度から事業が円滑に開始されるよう規程の改正を行うことができた。</p>	<p>評定</p> <p>b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>
<p>② ホームページ等による業務内容等の公表</p> <p>ホームページ等において、需給動向に的確に対応し得るような農業経営者を育成する等の観点から、ホ</p>	<p>② ホームページ等による業務内容等の公表</p> <p>需給動向に的確に対応し得るような農業経営者を育成する等の観点から、ホ</p>	<p>② ホームページ等による業務内容等の公表</p> <p>需給動向に的確に対応し得るような農業経営者を育成する等の観点から、ホ</p>	<p>② ホームページ等による業務内容等の公表</p>	<p>ホーメページ等において、需給動向に的確に対応し得るような農業経営者を育成する等の観点から、ホ</p>	<p><主要な業務実績></p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>野菜の需給・価格に関する統計データ等について毎月公表するとともに、野菜需給協議会等の概要を公表することができた。達成度合は、100%（12 月／</p>	<p>評定</p> <p>b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>

	の観点から、野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。	ホームページ等において、野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。	育成する等の観点から、野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。	し、分子を公表した月数とする。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった	月ホームページで公表した。また、調査した産地の動向及び野菜需給協議会の概要等についても公表した。 (別添 3-7)	12月) であった。 <課題と対応> 特になし	
3 緊急対策	3 緊急対策	3 緊急対策	○ 3 緊急対策	◇ (2) 野菜関係業務 野菜農家及び野菜関係者への影響緩和対策等を行う。	<主要な業務実績> 発動すべき事態が発生しなかったため、実施しなかった。 評定－	評定 項目別調書No.2－1 参照	評定 —

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

特定野菜等の卸売価格が、天候不順による生育遅れ等により、平均価格を上回った期間が長かったことから、助成金額が予算額を下回ったため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
2—8	1 経営安定対策 (3)砂糖関係業務 ① 甘味資源作物交付金の交付 ② 国内産糖交付金の交付 ③ ホームページ等による業務内容等の公表 2 需給調整・価格安定対策 (3)砂糖関係業務						
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 国産農畜産物を軸とした食の農の結びつきの強化			当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律		
当該項目の重要度、難易度	一			関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号: 0136、0161		

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		予算額(千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
甘味資源作物交付金概算払請求の総件数	一	164件	179件	184件	181件	209件	229件		予算額(千円)	65,057,264	64,641,478	63,119,854	65,418,942	63,416,900
目標業務日以内に交付した件数	8業務日以内の交付	164件	179件	184件	181件	209件	229件		決算額(千円)	61,674,032	59,471,059	62,040,175	63,000,937	60,453,535
達成度合	一	100%	100%	100%	100%	100%	100%		経常費用(千円)	61,614,931	59,465,541	62,040,224	63,000,985	60,453,583
国内産糖交付金の申請書の受理期の合計	一	30期	34期	36期	34期	35期	36期		経常利益(千円)	3,502,238	3,069,661	1,714,943	△3,329,008	△978,321
目標業務日以内に交付した期の合計	18業務日以内の交付	30期	34期	36期	34期	35期	36期		当期総利益(千円)	3,502,238	3,133,525	1,714,943	△3,329,008	△978,321
達成度合	一	100%	100%	100%	100%	100%	100%		従事人員数	23.70	23.70	23.68	23.68	23.68
交付決定数量を公表した回数	一	12回	12回	12回	12回	12回	12回							
目標の期日	翌月15日	12回	12回	12回	12回	12回	12回							

までに公表した回数	までの公表																		
達成度合	一	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%											
売買実績を公表した回数	一	12回																	
目標の期日までに公表した回数	翌月15日までの公表	12回																	
達成度合		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%											

- 注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、甘味資源作物交付金の交付事業等の全体に関するもの（生産者等へ交付される交付金等が含まれる。）を掲載している。
- 2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。
- 3) 予算額、決算額は支出額を記載。
- 4) 平成28及び29年度の当期総利益はマイナスとなっており、繰越欠損金として整理。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							主務大臣による評価	
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		<評定と根拠>	評定	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価			
1 経営安定対策 (3)砂糖関係業務 ① 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	1 経営安定対策 (3)砂糖関係業務 ① 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	1 経営安定対策 (3)砂糖関係業務 ① 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	○ 1 経営安定対策 (3)砂糖関係業務 ◇① 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	<主要な業務実績> 甘味資源作物交付金については、進行管理表に基づく進行管理を徹底することにより、概算払請求があった229件全てについて、8業務日以内に交付金を交付した。 (別添4-1)	<評定と根拠> 評定b 交付申請のあった全てについて8業務日以内に交付することができた。達成度合は、100%（229件/229件）であった。	<課題と対応> 特になし	評定 項目別調書No.2－1参照	b 法人の自己評価は、適当と認められる。

			70%以上 100% 未満であった d : 達成度合は、 70%未満であった			
② 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。	② 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。	② 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。	◇② 国内産糖交付金の交付 分母を交付申請があった、てん菜糖、鹿児島県産甘しや糖、沖縄県産甘しや糖の申請書受理期の合計とし、分子を18業務日以内に交付を完了した期の合計とする。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> 国内産糖交付金について、進行管理表に基づく進行管理を徹底することにより、交付申請があった延べ36期における184件全てについて、18業務日以内に交付金を交付した。 (別添4-2)	<評定と根拠> 評定 b 交付申請のあった全てについて、18業務日以内に交付することができた。達成度合は、100%(36期/36期)であった。 <課題と対応> 特になし	評定 法人の自己評価は、適当と認められる。
③ ホームページ等による業務内容等の公表 ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を速やかに公表する。	③ ホームページ等による業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交	③ ホームページ等による業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交	◇③ ホームページ等による業務内容等の公表 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付決定数量の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに、ホームページにおいて公表した。 (別添4-3)	<主要な業務実績> 砂糖の制度の仕組みについて、ホームページにおいて公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量について、翌月15日までに、ホームページにおいて公表した。	<評定と根拠> 評定 b 計画どおり、全て翌月15日までに公表することができた。達成度合は、100%(12回/12回)であった。 <課題と対応> 特になし	評定 法人の自己評価は、適当と認められる。

	付決定数量を翌月の15日までに公表する。	付決定数量を翌月の15日までに公表する。	b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった			
2 需給調整・価格安定対策 (3)砂糖関係業務 砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を速やかに公表する。	2 需給調整・価格安定対策 (3)砂糖関係業務 砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。	2 需給調整・価格安定対策 (3)砂糖関係業務 砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。	○ 2 需給調整・価格安定対策 ◇ (3) 砂糖関係業務 輸入指定糖・異性化糖等の売買実績の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> 砂糖の制度の仕組みについて、ホームページにおいて公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ及び売戻しにおける月ごとの売買実績について、翌月15日までにホームページにおいて公表した。 (別添4-4)	<評定と根拠> 評定 b 計画どおり、全て翌月15日までに公表することができた。達成度合は、100%(12回/12回)であった。 <課題と対応> 特になし	評定 項目別調書No.2 – 4 参照 評定 法人の自己評価は、適当と認められる。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
2—9	1 経営安定対策 (4) でん粉関係業務 ① でん粉原料用いも交付金の交付 ② 国内産いもでん粉交付金の交付 ③ ホームページ等による業務内容等の公表 2 需給調整・価格安定対策 (4) でん粉関係業務						
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 国産農畜産物を軸とした食の農の結びつきの強化			当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律		
当該項目の重要度、難易度	一			関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号: 0136		

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
でん粉原料用いも交付金の概算払請求の総件数	一	87件	87件	96件	86件	80件	82件		予算額(千円)	12,113,869	12,069,578	13,014,632	13,645,085	14,167,354
目標業務日以内に交付した件数	8業務日以内の交付	87件	87件	96件	86件	80件	82件		決算額(千円)	10,917,219	11,030,563	12,181,052	13,386,177	12,001,306
達成度合	一	100%	100%	100%	100%	100%	100%		経常費用(千円)	10,916,738	11,030,299	12,181,052	13,386,225	12,001,354
国内産いもでん粉交付金の申請書の受理期の合計	一	48期	48期	49期	48期	48期	48期		経常利益(千円)	△1,243,374	△218,605	△494,715	4,323	741,327
目標業務日以内に交付した期の合計	18業務日以内の交付	48期	48期	49期	48期	48期	48期		当期総利益(千円)	0	0	0	4,323	741,327
達成度合	一	100%	100%	100%	100%	100%	100%		従事人員数	13.10	13.10	13.08	13.08	13.08
交付決定数量を公表し	一	12回	12回	12回	12回	12回	12回							

た回数														
目標の期日までに公表した回数	翌月の 15 日までの公表	12 回												
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%							
売買実績を公表した回数	—	12 回												
目標の期日までに公表した回数	翌月の 15 日までの公表	12 回												
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%							

- 注 1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、でん粉原料用いも交付金交付事業等の全体に関するもの（生産者等へ交付される交付金等が含まれる。）を掲載している。
- 2) 主要なインプット情報については、平成 26 年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成 27 年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。
- 3) 予算額、決算額は支出額を記載。
- 4) 平成 25～27 年度の経常利益のマイナスに対しては、臨時利益（返還金）及び前中期目標期間繰越積立金取崩額（平成 26 及び 27 年度は後者のみ）が充当されるため、当期総利益は 0 円となる。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
1 経営安定対策 (4) でん粉関係業務 ① でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から 8 業務日以内に交付する。	1 経営安定対策 (4) でん粉関係業務 ① でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から 8 業務日以内に交付する。	1 経営安定対策 (4) でん粉関係業務 ① でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から 8 業務日以内に交付する。	○ 1 経営安定対策 (4) でん粉関係業務 ◇① でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から 8 業務日以内に交付する。	<主要な業務実績> でん粉原料用いも交付金については、進行管理表に基づく進行管理を徹底することにより、概算払請求件数とし、分子を 8 業務日以内に交付を完了した件数とする。 b : 達成度合は、	<評定と根拠> 評定 b 交付申請のあった全てについて、8 業務日以内に交付することができた。達成度合は、100% (82 件/82 件) であった。 <課題と対応> 特になし	評定 項目別調書No.2－1 参照 評定 法人の自己評価は、適当と認められる。

	から 8 業務日以内に交付する。	から 8 業務日以内に交付する。	100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった			
② 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金について は、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。	② 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。	② 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。	◇② 国内産いもでん粉交付金の交付 分母を交付申請があった、国内産いもでん粉の申請書受理期の合計とし、分子を18業務日以内に交付を完了した期の合計とする。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> 国内産いもでん粉交付金については、進行管理表に基づく進行管理を徹底することにより、交付申請があつた延べ 48 期における 82 件全てについて、18 業務日以内に交付金を交付した。 (別添 4-6)	<評定と根拠> 評定 b 交付申請のあつた全てについて 18 業務日以内に交付することができた。達成度合は、100%(48 期/48 期)であった。 <課題と対応> 特になし	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。
③ ホームページ等による業務内容等の公表 ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を速やかに公表す	③ ホームページ等による業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を速やかに公表す	③ ホームページ等による業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を速やかに公表す	◇③ ホームページ等による業務内容等の公表 でん粉の制度の仕組みについて、ホームページにおいて公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付決定数量の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月 15 日までにホームページにおいて公表した回数と	<主要な業務実績> でん粉の制度の仕組みについて、ホームページにおいて公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付決定数量について、翌月 15 日までにホームページにおいて公表した回数と	<評定と根拠> 評定 b 計画どおり、全て翌月 15 日までに公表することができた。達成度合は、100%(12 回/12 回)であった。 <課題と対応> 特になし	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。

	る。 もでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。	もでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。	する。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった	(別添4-7)		
2 需給調整・価格安定対策 (4) でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を速やかに公表する。	2 需給調整・価格安定対策 (4) でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。	2 需給調整・価格安定対策 (4) でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。	○ 2 需給調整・価格安定対策 ◇ (4) でん粉関係業務 輸入指定でん粉等の売買実績の公表 分子を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。	<主要な業務実績> でん粉の制度の仕組みについて、ホームページにおいて公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績について、翌月の15日までにホームページにおいて公表した。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった	<評定と根拠> 評定 b 計画どおり、全て翌月15日までに公表することができた。達成度合は、100%(12回/12回)であった。 <課題と対応> 特になし	評定 項目別調書No.2－4参照 評定 法人の自己評価は、適当と認められる。

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

でん粉原料用かんしょ生産量が当初見込みを下回ったことにより、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付額が予算額を下回ったため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-10	4 資金の流れ等についての情報公開の推進 (1)畜産関係業務 (2)野菜関係業務 (3)砂糖関係業務 (4)でん粉関係業務		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 国産農畜産物を軸とした食の農の結びつきの強化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条
当該項目の重要度、難易度	一	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0130、0131、0133、0135、0136、0155、0161

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	4 資金の流れ等についての情報公開の推進	4 資金の流れ等についての情報公開の推進	4 資金の流れ等についての情報公開の推進	○ 4 資金の流れ等についての情報公開の推進			<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>小項目の評定はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 90%以上であることから、評定は B とした。</p> <p>小項目の総数： 9</p> <p>評価 b の小項目数： 8×2 点 = 16 点</p> <p>評価 c の小項目数： 0×1 点 = 0 点</p> <p>評価 d の小項目数： 0×0 点 = 0 点</p> <p>(評価対象外： 1)</p> <p>合計 16 点 ($16 / 16 = 100\%$)</p>

					<p>・資金の流れに関する情報公開については、ホームページに公表するとともに、法人からの直接・間接補助対象者等に係る情報公開についても、適切に公表している。また、平成 28 年度の実績については、国からの交付額、畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れ、事業返還金の活用理由等の情報を加え、積極的かつ分かりやすく公表している。</p> <p><その他事項></p>	
(1) 畜産関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。	(1) 畜産関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。 また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。	(1) 畜産関係業務 ◇ (1) 畜産関係業務 ア 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を 9 月末までに公表する。 イ 生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額を 9 月末までに公表する。	<p>◇ (1) 畜産関係業務</p> <p>ア 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を 9 月末までに公表する。</p> <p>イ 生産者等への資金に係る情報公開の推進</p> <p>b : 取り組みは十分であった</p> <p>c : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>d : 取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を平成 29 年 9 月 29 日にホームページにおいて公表した。</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>計画どおり 9 月末までに公表することができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<p>評定</p> <p>b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>	
				<p><主要な業務実績></p> <p>イ 生産者等への資金に係る情報公開の推進</p> <p>b : 取り組みは十分であった</p> <p>c : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>d : 取り組みは不十分であった</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>計画どおり 9 月末までに公表することができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<p>評定</p> <p>b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>

さらに、機構からの補助金により、事業実施主体等において造成された基金については、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。)等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金の交付を受け設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を3年度毎に取りまとめ、当該年度中に機構において公表する。	さらに、機構からの補助金により、事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金の交付を受け設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を3年度毎に取りまとめ、当該年度中に機構において公表する。	ウ 畜産業振興事業により、事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金の交付を受け設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を3年度毎に取りまとめ、当該年度中に機構において公表する。	不十分であった ウ 機構からの補助金による基金に係る情報公開の推進 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった(実施した年度のみ評価を行う) エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 基金管理基準に基づき、以下の7基金について、名称、基金額等の基本的事項等を平成29年12月21日にホームページにおいて公表した。 ①融資準備財産 ②畜産経営維持緊急支援資金金融通事業基金 ③貸付機械取得資金 ④事業準備財産 ⑤畜産高度化支援リース基金 ⑥加工原料乳生産者積立金 ⑦肥育安定基金 <主要な業務実績> 平成28年度の実績に係る畜産業振興資金に繰り入れられた補助事業の事業返還金を含む経理の流れを事業返還金の活用理由等を付記した上で、9月末までに公表する。	<評定と根拠> 評定b 基金管理基準に基づき、基本的事項を公表することができた。 <課題と対応> 特になし <評定と根拠> 評定b 平成28年度の実績に係る畜産業振興事業に繰り入れられた補助事業の事業返還金を含む経理の流れを、わかりやすい内容で9月末までに機構ホームページにおいて公表することができた。 <課題と対応> 特になし	評定 法人の自己評価は、適当と認められる。 評定 法人の自己評価は、適当と認められる。
このほか、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを公表するとともに、事業返還金の活用に当たっては、その会計処理についての分かりやすい説明を	このほか、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを公表するとともに、事業返還金の活用に当たっては、その会計処理についての分かりやすい説明を	エ 畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを事業返還金の活用理由等を付記した上で、9月末までに公表する。				

	付記することを始め、積極的に説明責任を果たすものとする。	還金の活用に当たっては、その会計処理についての分かりやすい説明を付記する等により、積極的な説明を行っていくこととする。				
(2)野菜関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。	(2)野菜関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。	(2)野菜関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の措置を講ずる。 ア 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。	◇(2)野菜関係業務			<p>評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。</p> <p><評定と根拠> 評定 b 事業別、事業実施主体別に、事業実施主体ごとの交付金額を9月末までに情報を公開した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>
これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。	イ 生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表する。	イ 生産者等への資金に係る情報公開の推進 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった				<p>評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。</p> <p><評定と根拠> 評定 b 事業別、県別の交付金額を9月末までに情報を公開した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>

(3)砂糖関係業務 機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。	(3)砂糖関係業務 機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに機構において公表する。	(3)砂糖関係業務 機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を9月末までに公表する。	不十分であった ◇(3)砂糖関係業務 ア 機構からの補助金による基金等に係る情報公開の推進 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 基金の閉鎖により、平成26年12月の時点で、基金残高は0円となっていることをホームページで公表している。	<評定と根拠> 評定一 <課題と対応> 特になし	評定 —
また、機構が実施する交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を公表する。	また、機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支	また、機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支	イ 機構から交付金交付対象者への交付金等に係る情報公開の推進 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 機構が徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期ごとに取りまとめ、その実績及び収支状況について当該四半期の最終月の翌月末までにホームページにおいて公表した。	<評定と根拠> 評定 b <課題と対応> 特になし	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。

	状況について、翌月末までに公表する。	状況について、翌月末までに公表する。				
(4) でん粉関係業務 機構が実施する交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を公表する。	(4) でん粉関係業務 機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定でん粉等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。	(4) でん粉関係業務 機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定でん粉等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。	◇ (4) でん粉関係業務 機構から交付金交付対象者への交付金等に係る情報公開の推進	<主要な業務実績> 機構が徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期ごとに取りまとめ、その実績及び収支状況について、計画どおり当該四半期の最終月の翌月末までに情報を公表することができた。	<評定と根拠> 評定 b 計画どおり当該四半期の最終月の翌月末までに情報を公表することができた。	評定 法人の自己評価は、適当と認められる。 b

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
2-11	<p>5 情報収集提供業務</p> <p>(1)需給等関連情報の的確な収集と提供</p> <p>(2)情報提供の効果測定等</p> <p>(3)需給等関連情報の迅速な提供</p> <p>(4)消費者等への情報提供</p> <p>(5)ホームページの機能強化</p> <p>(6)広報推進委員会における広報活動の改善策についての検討</p> <p>(7)照会事項に対する対応等</p>				
業務に関連する政策・施策	<p>食料の安定供給の確保 国産農畜産物を軸とした食の農の結びつきの強化</p>				
当該項目の重要度、難易度	<p>一</p>				

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット(アウトカム)情報									②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
情報利用者の満足度に係る指標(5段階評価、目標)	4.0以上	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0		予算額(千円)	757,032	789,409	703,283	699,502	694,268
アンケート調査結果の平均値(実績)	一	4.1	4.1	4.2	4.1	4.1	4.1		決算額(千円)	586,310	646,669	583,600	615,324	611,137
達成度合	一	103%	103%	105%	103%	103%	103%		経常費用(千円)	586,108	646,499	583,463	615,324	611,137
需給等関連情報を提供了件数	一	960件	1,181件	1,190件	1,227件	1,251件	1,227件		経常利益(千円)	0	0	△81,155	20,470	40,887
目標の期日までに提供了件数	翌週又は翌月までの公示	960件	1,181件	1,190件	1,227件	1,251件	1,227件		当期総利益(千円)	0	0	0	21,772	40,887
達成度合	一	100%	100%	100%	100%	100%	100%		従事人員数	32.55	32.55	32.19	32.19	32.19
情報提供了事項に対する照会件	一	一	7件	6件	6件	4件	3件							

数													
目標業務日以内に対応した件数	翌業務日以内の対応	-	7件	6件	6件	4件	3件						
達成度合	-	-	100%	100%	100%	100%	100%						

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、情報収集提供事業全体に関するものを掲載している。

- 2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日)を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。
- 3) 予算額、決算額は支出額を記載。
- 4) 平成27年度の経常利益はマイナスとなっているが、これに対しては、臨時利益(返還金等)が充当されるため、当期総利益は0円となる。
- 5) 平成28及び29年度は、運営費交付金収益化基準の改訂により当期総利益が計上される。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価													
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価						
					業務実績	自己評価							
	5 情報収集提供業務	5 情報収集提供業務	5 情報収集提供業務	○ 5 情報収集提供業務				評定	B				
	(1) 需給等関連情報の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図	(1) 需給等関連情報の的確な収集と提供	(1) 需給等関連情報の的確な収集と提供	◇ (1) 需給等関連情報の的確な収集と提供	<主要な業務実績> 情報利用者等のニーズを的確に把握するため、情報検討委員会を分野ごとに計画ど	<評定と根拠> 評定 b 平成29年度情報検討委員会を分野ごとに計画ど	<評定に至った理由> 小項目の評定はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 90%以上であることから、評定はBとした。 小項目の総数：15 評価 b の小項目数：15 × 2 点 = 30 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点 = 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点 = 0 点 合計 30 点 (30 / 30 = 100%) ・情報収集提供業務については、外部有識者から構成される分野ごとの情報検討委員会の開催やアンケート調査の実施等により情報利用者のニーズを的確に把握している。こうしたニーズを踏まえて、定めた重点テーマに即し、特別編集として情報誌に反映させる等の取組を行っており、満足度調査の結果も目標を達成している。 ・また、ホームページを通じた情報提供について、アンケート調査の結果等を踏まえ、スマホ対応を図り、利用者の利便性を高めている。 <その他事項>						
	(1) 需給等関連情報の的確な収集と提供	農畜産物の需	(1) 需給等関連情報の的確な収集と提供	需給等関連情	<主要な業務実績> 情報利用者等のニーズを的確に把握するため、情報検討委員会を分野ごとに計画ど	<評定と根拠> 評定 b 平成29年度情報検討委員会を分野ごとに計画ど	評定	b					
							法人の自己評価は、適当と認められる。						

<p>るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。</p>	<p>給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るために、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、農畜産物の需給動向に関する情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、情報利用者等の参画を得て開催する情報検討委員会において、平成29年度の実施状況及び平成30年度の計画について検討する。</p>	<p>報の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るために、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、農畜産物の需給動向に関する情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、情報利用者等の参画を得て開催する情報検討委員会において、平成29年度の実施状況及び平成30年度の計画について検討する。</p>	<p>員会における、当該年度の実施状況及び次年度の計画についての検討</p>	<p>会を畜産、野菜、砂糖類・でん粉の分野ごとに開催し、平成29年度の業務の実施状況及び農畜産物の需給動向等に関する重点テーマを含む平成30年度の計画について検討した。</p>	<p>b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった</p> <p>なお、情報検討委員会の開催日は、畜産は平成30年3月7日、野菜は平成30年3月13日、砂糖・でん粉は平成30年3月9日。</p> <p>また、情報検討委員会で得られた利用者ニーズ等を基に策定した重点テーマに即し、農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報の提供を行った。</p>	<p>おり開催した。前年度情報検討委員会の意見等は、平成29年度に提供した記事等に適切に反映することができた。</p> <p>また、国内外の農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報の提供については、これを迅速・的確に実施することができた。提供した情報に対し、新聞等での引用等や個別説明の要請等の反響があった。</p>	<p><課題と対応> 特になし</p>
<p>また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。</p>	<p>また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。</p>	<p>② 調査報告会の開催、講演依頼への対応等の調査成果普及等の取組</p> <p>b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった</p> <p>①調査報告会の開催：15回（平成28年度13回） ②外部からの講演依頼：9回（平成28年度17回） ③新聞等での引用</p>	<p><主要な業務実績></p>	<p>外部の方を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応について以下のとおり積極的に取り組み、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努めた。</p> <p>①調査報告会の開催：15回（平成28年度13回） ②外部からの講演依頼：9回（平成28年度17回） ③新聞等での引用</p>	<p><評定と根拠></p>	<p>評定 b 法人の自己評価は、適當と認められる。</p>	

(2) 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報についての効果測定を行う。	(2) 情報提供の効果測定等 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を実施する。	(2) 情報提供の効果測定等 ① 提供した情報について、その効果を測定するためのアンケート調査等を実施する。	◇ (2) 情報提供の効果測定等 ① アンケート調査の実施 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった (配布 4,471 件、回答 1,421 件、回収率 31.8%) (別添 5-2)	等：1,481 件（平成 28 年度 1,482 件） ④ 面談等による個別説明の要請等：29 件（平成 28 年度 34 件） (別添 5-1)	<評定と根拠> 評定 b アンケート調査を適切に実施することができた。 <課題と対応> 特になし	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。
また、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で 4.0 以上となるようにする。	また、中期目標期間中の各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で 4.0 以上となるようにする。	② (1) 及び(3) の措置の着実な実施を通じ、情報利用者の満足度が 5段階評価で 4.0 以上となるようにする。	② 情報利用者の満足度 分母を 5 段階評価の 4.0 とし、分子を畜産、野菜、砂糖、でん粉の各情報提供についてのアンケート調査結果の 5 段階評価の平均値とする。 b : 達成度合は、100% 以上であった c : 達成度合は、70% 以上 100% 未満であった d : 達成度合は、70% 未満であつ	<主要な業務実績> 情報利用者の満足度を把握するため、平成 29 年度のアンケート調査を実施し、その集計結果は、5 段階評価で 4.1 であり、その目標の 4.0 を上回った。 「畜産の情報」の評価結果：4.2 「野菜情報」の評価結果：4.1 「砂糖類・でん粉情報」の評価結果：4.1 (別添 5-2)	<評定と根拠> 評定 b 情報利用者の満足度は、中期計画・平成 29 年度計画における目標(4.0)以上を達成できた。達成度合は、103% (4.1/4.0×100) であった。 <課題と対応> 特になし	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。

さらに、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行うとともに、紙媒体での情報提供について、利用者のニーズを踏まえつつ、より効率的な情報提供とするため、情報提供の効果を検証した上で、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。	さらに、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行うとともに、紙媒体での情報提供について、利用者のニーズを踏まえつつ、より効率的な情報提供とするため、情報提供の効果を検証した上で、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。	た た た	③ アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。 ④ 紙媒体での情報提供の効果を検証し、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。	③ 情報提供内容等の改善等 b : 必要がなかった又は十分であった c : 必要はあったが、やや不十分であった d : 必要はあったが、不十分であった ④ 紙媒体での情報提供の実施効果の検証 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 情報検討委員会の意見等を踏まえ、調査テーマの重点化を図ることにより、業務の効率化を行なうとともに、情報誌の同テーマに基づいて、調査結果を特別編集として情報誌に反映させた。 (別添5-3) 砂糖の情報については、新たに学識経験者の知見を活用した学術研究委託調査を実施し、内容の充実を図った。 野菜情報の目次ページ及び平成29年度4月以降の記事について、平成30年3月末にスマートフォン表示対応とした。	<評定と根拠> 評定 b アンケート結果等を踏まえ、情報提供内容について必要な改善を行うことができた。 <課題と対応> 特になし

(3) 需給等関連情報の提供は、情報の種類に応じ可能な限り速やかに行う。	(3) 需給等関連情報の迅速な提供 情報の提供は、迅速に行うこととし、情報の種類に応じて年度計画に定める期間内に公表を行う。	(3) 需給等関連情報の迅速な提供 需給関連統計情報については情報収集の翌週まで、需給動向情報については情報収集の翌月までの期間内に	⑤ ④を踏まえたホームページによる情報提供への重点化等の取組 b : 必要がなかった又は十分であった c : 必要はあったが、やや不十分であった d : 必要はあったが、不十分であった	った。 <主要な業務実績> ホームページによる情報提供の誘導をさらに図るため、alicセミナー、各業務部が所管する会議等の参加者に対し、メールマガジンの登録の勧誘を実施したほか、農業関連サイト等へのメールマガジンの案内を掲載するなど、発行数の増加を図った。 3月末現在のメールマガジン発行数は、畜産：2,819件(+241件) 野菜：2,271件(+229件) 特産：1,771件(+151件) ※（）は、前年度末からの増減数。 また、アンケート調査結果を踏まえ、紙媒体での提供を希望しないとする64者への送付を停止した。	<評定と根拠> 評定 b メールマガジンの発行数の増加などにより、ホームページによる情報提供への重点化をさらに進めることができた。 また、紙媒体の送付数を削減することができた。 <課題と対応> 特になし	評定 法人の自己評価は、適当と認められる。 b

		公表を行う。	した提供件数とする。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった		特になし	
	また、情報利用者等からの問合せ等には迅速に対応する。	また、情報利用者等からの問合せ等には迅速に対応する。	② 情報利用者等からの問合せ等があった場合の迅速な対応 b : 必要がなかった又は十分であった c : 必要はあったが、やや不十分であった d : 必要はあったが、不十分であった	<主要な業務実績> 情報利用者等から255 件（うち国から 66 件、国以外から 189 件）の問合せがあり、情報を保有していた 249 件については、全て翌業務日以内に対応した。 なお、情報を保有していないかった 6 件については、新たなデータの収集を行い、2～6 日後までに対応した。	<評定と根拠> 評定 b 情報利用者等からの問合せ等に対し迅速に対応することができた。 <課題と対応> 特になし	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。
(4) 消費者等への情報の提供について、国民消費生活の安定に寄与するよう、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、農畜産物に関する正しい知識の普及、食の安全関連情報等、消費者等の関心の高い情報を積極的	(4) 消費者等への情報提供 消費者等への情報の提供については、消費者等の視点に立つてその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。 ① 消費者等のニーズ把握のためのアンケート	(4) 消費者等への情報提供 消費者等への情報の提供については、消費者等の視点に立つてその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。 ① 消費者の情報ニーズを把握するため、ホー	◇ (4) 消費者等への情報提供 ① 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった	<主要な業務実績> 消費者ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケートを平成30年2月に実施した。 (10代～60代以上の男女、有効サンプル数は200名) (別添5-5)	<評定と根拠> 評定 b 計画どおりアンケート調査を実施し、平成30年度における情報提供の参考とすることができた。平成29年度のアンケートでは、パンフレット・ホームページを通じた機関の活動内容への印象がとても良い・やや良いと回答した者の割合は 62% であった。	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。

に提供する。	調査結果等を踏まえ、農畜産物に関する正しい知識の普及、食の安全関連情報等、消費者等の関心の高い情報を積極的に提供する。	ムページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査を実施するとともに、調査結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。	d : 取り組みは不十分であった		<課題と対応> 特になし		
			② ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進	<主要な業務実績> 平成 28 年度に実施したホームページに係るアンケート結果において、スマートフォン表示に係る要望があったこと、平成 28 年度のアクセス解析によれば、スマートフォンによるホームページ利用者が約 3 割であったこと等から、トップページ等をスマートフォン表示対応に改修した。 (別添 5-6) また、平成 29 年 6 月 1 日に開催された機構評価委員会において、畜産業を一般消費者にとって身近なものにすること、特産分野における国内产地をとり巻く状況等の情報強化が必要との委員からの意見を踏まえ、生産現場の様子を消費者により理解してもらえるよう、機構広報誌の記事等を利用し畜産・野菜・砂糖・でん粉の生産者の取組をまとめて紹介するページを作成した。 (別添 5-7)	<評定と根拠> 評定 b 平成 28 年度のアンケート結果等を踏まえ、ホームページをスマートフォン表示対応に改修することで、消費者等がより見やすい形で情報提供を行うことができた。 また、ホームページの「消費者コーナー」で生産現場の様子を消費者に認知してもらうため、機構広報誌の記事等を利用して生産者の取組を紹介するページを作成し、消費者等への分かりやすい情報提供を行うことができた。	評定	b
② 消費者等と	② 消費者等と	③ 消費者等の		<主要な業務実績>	<評定と根拠>		
						評定	b

	の意見交換会等を通じた双方の意見交換を行うことにより、消費者等の理解の促進を図る。	の意見交換会等を通じた双方の意見交換を行うことにより、消費者等の理解の促進を図る。	理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催（指標＝消費者等との意見交換会、セミナー等の実施） b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった	消費者等の理解促進を図るため、野菜の生産現場を消費者代表の方々と訪問し、訪問先の関係者との意見交換会を実施した。また、かんしょでん粉について、外部から専門家を招き、機構内で消費者代表の方々との意見交換会を実施した。 このほか農林水産省等が主催する食育推進全国大会、実りのフェスティバル等へ出展し、機構の業務等について情報を発信した。 さらに、alic セミナーの開催（8回）、広報誌の発行（6回）等を通じて、消費者等への情報提供に取り組んだ。 (別添5-8、5-9、5-10)	評定 b 意見交換会に参加した消費者代表の方からは、食料の安全保障の観点から、地域の振興が重要であるため、このような意見交換会の機会を増やし、機構の生産者と消費者を繋ぐ役割に期待したい、との意見が出されるなど、生産現場の実態、農畜産業振興の必要性、機構業務等への理解促進を図ることができた。 また、alic セミナーのアンケートでは、特に海外の牛肉市場、豚肉市場の最新情報、卸売市場の現状等タイムリーな話題を提供了ことにより大宗が良かった・まあ良かったとの高評価を得ることができた。 <課題と対応> 特になし	法人の自己評価は、適当と認められる。
(5) 国民に対する情報提供の充実を図るため、ホームページによる情報提供に重点化して、機構の最新の動向を正確かつ迅速に提供するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの機能強化	(5) ホームページの活用等 情報提供の充実を図るため、ホームページによる情報提供に重点化して、機構の最新の動向を正確かつ迅速に提供するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの機能強化	(5) ホームページの機能強化 ホームページの機能強化に努めるため、以下の取組を行う。 ① ホームページの改善等に反映させるため、ホームページの活用状況の集計・分析の実施。 ② ①の集計・	◇(5) ホームページの機能強化 (指標＝活用状況の集計・分析、必要に応じたホームページへの反映) b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> アクセス解析ソフトによりアクセス数等の集計分析を行い、各部へアクセス分析の結果を提供し、情報提供の充実に活用した。 また、平成 28 年度に実施したホームページに係るアンケート結果において、スマートフォン表示に改修することで、消費者等がより見やすい形で情報提供を行うことができた。	<評定と根拠> 評定 b アクセス分析を行うことにより、情報提供のテーマ選定の検討等に活用することができた。 平成 28 年度のアンケート結果等を踏まえ、ホームページをスマートフォン表示対応に改修することで、消費者等がより見やすい形で情報提供を行うことができた。	評定 法人の自己評価は、適当と認められる。

に努める。	セスできるよう、ホームページの機能強化に努める。	分析結果、アンケート調査結果、情報検討委員会の意見等を踏まえた検討を行い、必要に応じてその結果をホームページに反映させる。	不十分であった	る要望があったこと、平成 28 年度のアクセス解析によれば、スマートフォンによるホームページ利用者が約 3 割であったこと等から、トップページ等をスマートフォン表示対応に改修した。 (別添 5-6、5-11)	また、ホームページの「消費者コーナー」で生産現場の様子を消費者に認知してもらうため、機構広報誌の記事等を利用して生産者の取組を紹介するページを作成し、消費者等への分かりやすい情報提供を行うことができた。	
					<課題と対応> 特になし	
					<評定と根拠> 評定 b ホームページ等の改善を図るため、広報・システム推進委員会において、広報活動の改善と強化について検討することができた。ホームページのスマートフォン表示では、平成 30 年 2 月に実施したアンケートでは、画面の見やすさや操作性について、とても良い・やや良いとの回答の割合は 6 割を超え、ホームページへのアクセス向上に努めることができた。	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。
(6) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する事項	(6) 機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、広報活動を推進する。	(6) 広報活動の推進 広報活動の強化を図るため、広報推進委員会を開催し、改善策を検討する。	◇ (6) 広報推進委員会における広報活動の改善策についての検討 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 各部の幹部職員から構成される広報・システム推進委員会を 5 回（うち 1 回は書面）開催し、ホームページやその他の広報活動の改善・強化につながる方策等を検討し、その結果を踏まえホームページのスマートフォン表示対応やホームページ等に対するアンケートの質問項目を見直す等の改善を行った。 (別添 5-12)	<課題と対応> 特になし	
					<評定と根拠> 評定 b 3 件のうち 3 件について、翌営業日以内に対応し、達成度合は、100%（3 件／3 件）であった。	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。
					<課題と対応>	

照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。	した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。	開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。	90%以上であった c : 達成度合は、50%以上 90%未満であった d : 達成度合は、50%未満であった	特になし	
--	--	--	---	------	--

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

農畜産物の需給・価格動向を踏まえ、調査の内容及び回数を見直したこと等から予算額を下回った。

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0130、0131、0133、0135、0136、0155、0161

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第4 財務内容の改善に関する事項 1 中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的に執行することにより、適切な財務内容の実現を図る。 また、毎年の運営費交付金の算定については、運営費交付金債務残高の状況にも留意しつつ、適切な金額の算定を行う。	第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1～3 [略] 4 每年の運営費交付金の算定については、運営費交付金債務残高の状況にも留意しつつ、適切な金額の算定を行う。	第3 予算、収支計画及び資金計画 1～3 [略] —	◎第3 予算、収支計画及び資金計画 —	—	—	評定 B

					<p><評定に至った理由></p> <p>小項目の評定は b であり、この数値の割合が基準となる数値の90%以上であることから、評定はBとした。</p> <p>小項目の総数：1</p> <p>評価 b の小項目数：1 × 2 点 = 2 点</p> <p>評価 c の小項目数：0 × 1 点 = 0 点</p> <p>評価 d の小項目数：0 × 0 点 = 0 点</p> <p>合計 2 点 (2 / 2 = 100%)</p> <p>・事業資金等の法人の保有する資金の重要性にかんがみ、流動性の確保と元本保全を第一義として管理するものとし、併せて、安全性を守りつつ効率的な運用を行うことを基本とする資金管理運用基準に基づき、安全性に十分留意しつつ、効率的に運用されている。また、資金の管理運用に関し、管理基準、危機管理対応等の重要事項等を決定するため、理事長を委員長とする資金管理委員会が設置されており、適切な資金管理が行われている。なお、具体的な運用については、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金について、主に大口定期預金による運用が毎月2回以上実施されている。また、資本金、事業資金の一部等については、満期償還の額や時期、新たに長期運用が可能な資金の発生状況の把握、有価証券による運用の実施により、効率的な運用が行われている。</p> <p><その他事項></p>
2 資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。	また、資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。	4 資金の管理及び運用においては、「資金管理運用基準」に基づき、安全性に十分留意しつつ以下により効率的な運用を行う。 ① 事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を受ける。 ② 事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を行っている。	○ 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用 b : 運用は適切であった d : 運用は不適切であった (指標=毎月2回以上の運用、有価証券による運用の実施) 経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要因による影響を受け	<p><主要な業務実績></p> <p>「資金管理運用基準」に基づき、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施した。</p> <p>また、資本金、事業資金の一部については、満期償還の額や時期、新たに長期運用が可能な資金の発生状況を把握し、有価証券</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>支払に必要な資金は、支払が滞ることなく効率的に運用した。</p> <p>また、長期運用が可能な資金についても、安全性に留意しつつ有価証券による効率的な運用を行うことができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>

		<p>毎月2回以上実施する。</p> <p>② 資本金、事業資金の一部については、満期償還の有無、長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施する。</p>	<p>ることについて配慮する。</p>	<p>による運用を実施した。</p> <p>なお、定期預金の落札率が低下してきたことから、資金需要(支払可能性)に留意しつつ、引き合いにおいて、近時落札率が相対的に高い比較的長期の設定期間のものの提示を多くするなどにより落札率の上昇に努めた。</p> <p>(別添6-1、6-2、6-3)</p>	
--	--	---	---------------------	--	--

4. その他参考情報

(資金の保有状況等)

畜産関係の資金として、調整資金431億円及び畜産業振興資金2,863億円（関連法人等に対する出資金見合等73億円を含む。）、野菜関係の資金として、野菜生産出荷安定資金551億円を平成29年度末で保有しているが、国庫等から受け入れた事業財源の当期末残高であり、翌年度以降の事業等に充てるため、「独立行政法人会計基準」に基づき長期預り補助金等として整理している。

(関連会社等に対する出資)

関連会社等に対する出資は、旧農畜産業振興事業団から承継したものであり、機構法附則第8条及び業務方法書第252条に基づき適切に出資に係る株式又は持分の管理を行っている。

これら関連会社等については、平成29年5月～9月の間に全法人に対して決算ヒアリング等を行い、その経営状況の分析を踏まえ、指導等を行った。

なお、平成15年10月の独立行政法人化以降、新たな出資は行っていない。（別添6-4、6-5、6-6）

(関連会社等との契約の状況)

関連会社及び関連公益法人等と当機構の間には契約に係る取引はない。

(目的積立金等の状況)

法人全体

(単位：百万円、%)

	平成25年度末 (初年度)	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	20,707	20,489	19,994	13,975	13,975
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	△ 26,561	△ 11,273	7,070	1,869	3,244
うち経営努力認定相当額					—
運営費交付金債務	392	717	834	659	—
当期の運営費交付金交付額(a)	1,855	1,965	1,760	1,687	1,648
うち年度末残高(b)	392	325	136	0	0
当期運営費交付金残存率(b÷a)	21.1	16.5	7.7	0	0

(注1) 金額は、百万円未満四捨五入である。

(注2) 平成29年度末における「前期中期目標期間繰越積立金」、「積立金」には、次期中期目標期間への積立金の繰越しを算定するために前期中期目標期間繰越積立金の残余を積立金に振り替える前の額を記載した。

畜産勘定

(単位：百万円、%)

	平成25年度末 (初年度)	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	870	870	870	870	870
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	△ 0	0	△ 0	69	186
うち経営努力認定相当額					—
運営費交付金債務	147	294	324	219	—
当期の運営費交付金交付額(a)	616	704	604	592	543
うち年度末残高(b)	147	147	29	0	0
当期運営費交付金残存率(b÷a)	23.9	20.9	4.8	0	0

(注1) 金額は、百万円未満四捨五入である。

(注2) 平成29年度末における「前期中期目標期間繰越積立金」、「積立金」には、次期中期目標期間への積立金の繰越しを算定するために前期中期目標期間繰越積立金の残余を積立金に振り替える前の額を記載した。

野菜勘定

(単位：百万円、%)

	平成25年度末 (初年度)	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末 (最終年度)
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	315	541	969	1,057	1,057
うち経営努力認定相当額					—

(注1) 金額は、百万円未満四捨五入である。

(注2) 当勘定は、第3期中期目標期間において、前期中期目標期間繰越積立金を計上しておらず、運営費交付金も措置されていない。

砂糖勘定

(単位：百万円、%)

	平成25年度末 (初年度)	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末 (最終年度)
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	△ 26,878	△ 23,745	△ 22,030	△ 25,282	△ 25,974
うち経営努力認定相当額					—
運営費交付金債務	141	267	367	305	—
当期の運営費交付金交付額(a)	860	900	834	768	779
うち年度末残高(b)	141	126	100	0	0
当期運営費交付金残存率(b÷a)	16.4	14.0	12.0	0	0

(注1) 金額は、百万円未満四捨五入である。

(注2) 当勘定は、第3期中期目標期間において、前期中期目標期間繰越積立金を計上していない。

でん粉勘定

(単位：百万円、%)

	平成 25 年度末 (初年度)	平成 26 年度末	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	2,928	2,709	2,214	2,214	2,214
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	—	—	19	825
うち経営努力認定相当額					—
運営費交付金債務	99	144	126	122	—
当期の運営費交付金交付額(a)	331	308	273	281	291
うち年度末残高(b)	99	46	0	0	0
当期運営費交付金残存率(b÷a)	29.9	14.9	0	0	0

(注 1) 金額は、百万円未満四捨五入である。

(注 2) 平成 29 年度末における「前期中期目標期間繰越積立金」、「積立金」には、次期中期目標期間への積立金の繰越しを算定するために前期中期目標期間繰越積立金の残余を積立金に振り替える前の額を記載した。

補給金等勘定

(単位：百万円、%)

	平成 25 年度末 (初年度)	平成 26 年度末	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	16,909	16,909	16,909	10,890	10,890
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	11,905	17,665	17,665	20,897
うち経営努力認定相当額					—

(注 1) 金額は、百万円未満四捨五入である。

(注 2) 平成 29 年度末における「前期中期目標期間繰越積立金」、「積立金」には、次期中期目標期間への積立金の繰越しを算定するために前期中期目標期間繰越積立金の残余を積立金に振り替える前の額を記載した。

(注 3) 当勘定は、運営費交付金は措置されていない。

肉用子牛勘定

(単位：百万円、%)

	平成 25 年度末 (初年度)	平成 26 年度末	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末 (最終年度)
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	—	10,465	8,340	6,252
うち経営努力認定相当額					—
運営費交付金債務	5	11	18	13	—
当期の運営費交付金交付額(a)	47	53	48	45	36
うち年度末残高(b)	5	6	7	0	0
当期運営費交付金残存率(b÷a)	10.6	11.3	14.6	0	0

(注 1) 金額は、百万円未満四捨五入である。

(注 2) 当勘定は、第 3 期中期目標期間において、前期中期目標期間繰越積立金を計上していない。

債務保証勘定

(単位：百万円、%)

	平成 25 年度末 (初年度)	平成 26 年度末
目的積立金	—	—
積立金	2	26
うち経営努力認定相当額		

(注 1) 金額は、百万円未満四捨五入である。

(注 2) 当勘定は、独立行政法人農畜産業振興機構法附則第 7 条第 1 項に基づく業務の終了に伴い、同法附則第 7 条第 5 項に基づき、平成 27 年 6 月 30 日に廃止した。

第4 短期借入金の限度額

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0136

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
—	第4 短期借入金の限度額 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度4億円とする。	第4 短期借入金の限度額 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、4億円とする。	◎第4 短期借入金の限度額 短期借入金の借入に至った理由等（当該年度に係る短期借入金について、借入に至った理由、使途、金額、金利、手続き、返済の状況と見込み。借入がなかった場合は、本項目の評価は行わない。） ○ 1 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金 b : 借入に至った理由等は適切であった d : 借入に至った理	<主要な業務実績> 資金の状況を常に把握した結果、借入実績はなかった。	<評定と根拠> 評定— <課題と対応> 特になし	評定 — 評定 —

			由等は不適切であった			
						<p>評定 B</p> <p>＜評定に至った理由＞</p> <p>小項目の評定は b であり、この数値の割合が基準となる数値の90%以上であることから、評定はBとした。</p> <p>小項目の総数： 1</p> <p>評価 b の小項目数： 1×2 点 = 2 点</p> <p>評価 c の小項目数： 0×1 点 = 0 点</p> <p>評価 d の小項目数： 0×0 点 = 0 点</p> <p>合計 2 点 ($2 / 2 = 100\%$)</p> <p>・砂糖勘定（調整金収支）の繰越欠損金については、法人が糖価調整制度を適切に運営した結果、生じたものである。当該制度においては、調整金収入の水準を決定する指定糖調整率や生産者等への交付金単価等は農林水産省が決定することになっているため、法人においては、直接、収支をコントロールできる仕組みとはなっていない。砂糖勘定の短期借入金は、法人が制度を的確に実施した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額を借り入れたものであり、借入に至った理由は適切であったと認められる。また、借入に当たっては、入札を実施し、借入利率を低減するなどの取組を行っている。</p> <p>＜今後の課題＞</p> <p>・糖価調整制度の安定的な運営を図るため、制度関係者による共同した取組が実施されているところであるが、機構の砂糖勘定（調整金収支）では、平成 29 年度の収支が、国際糖価の上昇に伴う調整金収入の減少により 10 億円の当期損失が生じ、平成 29 年度末の繰越欠損金が 263 億円となっている。機構においては、今後も短期借入れを行うに当たって短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める必要がある。</p> <p>＜その他事項＞</p>
2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足と	2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足と	○ 2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合と	＜主要な業務実績＞ 期中における短期借入金残高は借入限度額の範囲内であった。 具体的には、期首の	＜評定と根拠＞ 評定 b 機構は輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付	評定 b	法人の自己評価は、適当と認められる。

	<p>なる場合における短期借入金の限度額は、単年度 800 億円とする。</p>	<p>なる場合における短期借入金の限度額は、800 億円とする。</p>	<p>おける短期借入金 b : 借入に至った理由等は適切であった d : 借入に至った理由等は不適切であった</p> <p>機構は輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金を交付する国内産糖価格調整事業を実施しており、当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することとなっている。砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額を借入れたものである。</p> <p>砂糖勘定における短期借入金の金利については、入札を実施した結果、平成 29 年度通算では 0.007% となった。(短期プライムレート : 1.475%) (別添 6-7)</p> <p>【期末借入残高の推移】</p> <p><25 年度>202 億円 <26 年度>195 億円 <27 年度>152 億円 <28 年度>226 億円</p>	<p>借入金残高 226 億円及び交付金支払不足額 364 億円について、375 億円は調整金収入等により償還し、残りの 215 億円については借換えを行った。</p> <p>金を交付する国内産糖価格調整事業を実施している。当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することになっている。</p> <p>砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額を借入れたものであり、借入に至った理由等は適切であった。また、借入先を入札で決定することにより、借入利率を低く抑え金利負担の軽減を図った。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>
--	--	--------------------------------------	---	--

				<29年度>215億円			
	3 でん粉価格調整事業でのん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度 120 億円とする。	3 でん粉価格調整事業でのん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、120 億円とする。	○ 3 でん粉価格調整事業でのん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、120 億円とする。	<主要な業務実績> 資金の状況を把握した結果、借入の必要はなかった。 (別添 6-8)	<評定と根拠> 評定— <課題と対応> 特になし	評定 — 評定 —	—

4. その他参考情報

(砂糖勘定（調整金收支）の繰越欠損金)

繰越欠損金は、国内産糖価格調整事業を砂糖の価格調整制度に基づき運営した結果として発生した調整金收支差である。

平成 29 年度においては、調整金等収入 485 億円に対し、交付金等支出 495 億円で 10 億円の欠損が生じたことから、これを前年度末の繰越欠損金に加えた結果、平成 29 年度末における繰越欠損金は 263 億円となった。（別添 6-9）

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
5	1 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 3 緊急的な経済対策として平成20年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算により措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等、並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付
当該項目の重要度、難易度	一 関連する政策評価・行政事業レビュー 行政事業レビューシート事業番号：0133

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
一 第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	◎第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画				
						<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>小項目の評定はbであり、この数値の割合が基準となる数値の90%以上であることから、評定はBとした。</p> <p>小項目の総数：1 評価bの小項目数：1×2点= 2点 評価cの小項目数：0×1点= 0点 評価dの小項目数：0×0点= 0点 合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>・緊急的な経済対策として、平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の不要となる資金については、平</p>

						成 29 年 10 月に計画通り 601 百万円の国庫納付が実施されている。
						<その他事項>
						評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。
	緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度中に金銭により国庫に納付する。	緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度中に金銭により国庫に納付する。	○ 1 緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 b : 計画どおりに実施された d : 計画どおりに実施できなかった	<主要な業務実績> 緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の不要となる資金については、平成 29 年 10 月 31 日に 601 百万円の国庫納付を行った。	<評定と根拠> 評定 b 国からの納入告知に基づき、計画どおり金銭による納付を行うことができた。 <課題と対応> 特になし	
						評定 B
						<評定に至った理由> 小項目の評定は b であり、この数値の割合が基準となる数値の 90% 以上であることから、評定は B とした。
						小項目の総数： 1 評価 b の小項目数： 1×2 点 = 2 点 評価 c の小項目数： 0×1 点 = 0 点 評価 d の小項目数： 0×0 点 = 0 点 合計 2 点 ($2 / 2 = 100\%$)
						・平成 23 年度に牛肉・稻わらセシウム関連緊急対策として予備費を財源に措置した対策のうち、肉用牛肥育経営緊急支援事業については 108 百万円、原子力発電所事故被災者稻わら等緊急供給支援事業については 1 百万円の国庫納付が適切に行われている。
						<その他事項>
						評定 b 法人の自己評価は、適當と認められる。
	平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稻わらが原因で牛肉	平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稻わらが原因で牛肉	○ 2 平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 b : 適切に対応した	<主要な業務実績> 平成 23 年度に牛・稻わらセシウム関連緊急対策として予備費を財源に措置した対策のうち、肉用牛肥育経営緊急支援事業	<評定と根拠> 評定 b 国からの納入告知に基づき、計画どおり四半期毎に金銭による納付を行うことができた。	

	<p>から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等について、平成26年度以降早期に金銭により国庫に納付する。</p>	<p>から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等について、金銭により国庫に納付する。</p>	<p>d : 適切に対応しなかつた</p>	<p>業及び原子力発電所事故被災者稻わら等緊急供給支援対策事業について、返還額等を四半期毎（平成29年4月28日、7月31日、10月31日及び平成30年1月30日）に国庫納付した。</p> <p>[国庫納付額]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肉用牛肥育経営緊急支援事業：108百万円 ・原子力発電所事故被災者稻わら等緊急供給支援対策事業：1百万円 	<p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
					<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>小項目の評定はbであり、この数値の割合が基準となる数値の90%以上であることから、評定はBとした。</p> <p>小項目の総数：1</p> <p>評価bの小項目数：1×2点= 2点</p> <p>評価cの小項目数：0×1点= 0点</p> <p>評価dの小項目数：0×0点= 0点</p> <p>合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>・該当する事業の返還金等について、平成29年10月に国庫納付されており、適切に実施されている。</p> <p><その他事項></p>	
	<p>緊急的な経済対策として平成20年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算により</p>	<p>緊急的な経済対策として平成20年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算により</p>	<p>○3 緊急的な経済対策として平成20年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算により</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>緊急的な経済対策として平成20年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算により措置された畜産</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>国からの納入告知に基づき、計画どおり金銭による納付を行うことができた。</p>	<p>評定</p> <p>b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>

	<p>措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等、並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等について、平成 27 年度以降早期に金銭により国庫に納付する。</p> <p>また、平成 28 年度までに、所有する職員宿舎を 2 戸廃止し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。</p>	<p>措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等、並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等について、金銭により国庫に納付する。</p> <p>—</p>	<p>業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等、並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等の金銭の納付</p> <p>b : 適切に対応した d : 適切に対応しなかった</p>	<p>振興事業の実施に伴う返還金、不用額等、並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等として、平成 29 年 10 月 31 日に 5,517 百万円の国庫納付を行った。</p> <p>—</p>	<p>特になし</p> <p>—</p>
--	---	--	--	--	----------------------

4. その他参考情報

特になし

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
6	前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
—	第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし	第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし	◎第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	<主要な業務実績> 実績なし	<評定と根拠> 評定一	評定 — 評定 —

4. その他参考情報	
特になし	

第7 剰余金の使途

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
7	剰余金の使途							
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	—				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
—	第7 剰余金の使途 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。	第7 剰余金の使途 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。	◎第7 剰余金の使途 剰余金による成果 (剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果) b : 得られた成果は十分であった c : 得られた成果はやや不十分であった d : 得られた成果は不十分であった 当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項	<主要な業務実績> 研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる 剰余金はなかった。 当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項	<評定と根拠> 評定— <課題と対応> 特になし	評定 — 評定 —	—	—

		以外の業務等特筆すべき事項を併せて記載する。 (中期計画に定めた余剰金の使途に充てた年度のみ評価を行う。)			
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
8	1 施設及び設備に関する計画 2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 職員の人事に関する方針 (2) 人員に関する指標 (3) 業務運営能力等の向上 3 積立金の処分に関する事項
当該項目の重要度、難易度	一 関連する政策評価・行政事業レビュー 行政事業レビューシート事業番号：0136

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第5 その他業務運営に関する重要な事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	◎第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 ○1 施設及び設備に関する計画	—	—	評定 —
—	1 施設及び設備に関する計画 予定なし	1 施設及び設備に関する計画 予定なし	—	—	—	—
1 職員の人事に関する計画	2 職員の人事に関する計画 (人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)	2 職員の人事に関する計画 (人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)	○2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)	—	—	評定 B <評定に至った理由> 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の90%以上であることから、評定はBとした。 小項目の総数：5 評価bの小項目数： 5×2 点 = 10点 評価cの小項目数： 0×1 点 = 0点 評価dの小項目数： 0×0 点 = 0点

						合計 10 点 (10/10=100%)				
<p>中期目標期間中の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）を定め、業務に支障を来すことなくその実現を目指す。</p> <p>また、機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に發揮できるよう、人材の育成及び適切な配置を行う。</p>	<p>(1) 方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。</p> <p>また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。</p>	<p>(1) 方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。</p> <p>また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。</p>	<p>◇(1) 職員の人事に関する方針 ① 職員の業務運営能力等の育成及び人事評価制度等の着実な実施 (指標＝職員の適正な配置、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、調査役の配置等)</p> <p>b : 方針どおり順調に実施された</p> <p>c : 概ね方針どおり順調に実施された</p> <p>d : 方針どおりに実施できなかった</p>	<p><主要な業務実績> 職員の適正な配置に資するよう、職員の勤務時間等をリアルタイムに把握するための勤務状況管理システムを新たに導入するとともに、人事評価制度、管理職ポストオフ制度を実施した。</p> <p>さらに、10名の新規採用及び2名の中途採用を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、職員の適正配置、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、新規採用等を方針どおりに順調に実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の人事に関する計画については、業務の内容や業務量に応じた適材適所の配置に資するよう、職員の勤務時間をリアルタイムで把握するため勤務状況管理システムが新たに導入されたほか、人事評価制度、管理職ポストオフ制度が適切に実施されている。 ・職員の総合的能力を養成するための階層別研修、専門的能力を養成するための専門別研修については、年間を通じて計画的に十分実施されている。 <p><その他事項></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">評定</td> <td style="padding: 5px;">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">法人の自己評価は、適當と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適當と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適當と認められる。										
<p>なお、調査情報部の調査役については、役割分担の見直しなど管理職として真に必要な配置について不断に検討し、見直しを行う。</p>	<p>なお、調査情報部の調査役については、役割分担の見直しなど管理職として真に必要な配置について不斷に検討し、見直し</p>	<p>なお、調査情報部の調査役については、役割分担の見直しなど管理職として真に必要な配置について不断に検討し、見直し</p>	<p>② 調査情報部の調査役の検証及び見直し b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分</p>	<p><主要な業務実績> 期首において、調査情報部の調査役3名(平成24年度期末比▲2名)の役割分担等を検討し、業務を効率的に実施した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 調査情報部の調査役について、役割分担等を検討し、業務を効率的に実施した。</p> <p><課題と対応></p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">評定</td> <td style="padding: 5px;">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">法人の自己評価は、適當と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適當と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適當と認められる。										

	を行う。 (2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数は、234人を上回らないものとする。 〔参考1〕 前期中期目標期間の期末（平成24年度）の常勤職員数 234人 期初の常勤職員数の見込み 234人 期末の常勤職員数の見込み 234人 〔参考2〕 中期目標期間中の人件費総額見込み 9,818百万円 (3) 業務運営能力等の向上 機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に發揮できるよう、以下のとおり研修を行う。 ① 職員の総合的能力を養成するため階層別研修（初任者、一般職員、管理職）を実施する。	を行う。 (2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数は、234人を上回らないものとする。 〔参考1〕 前期中期目標期間の期末（平成24年度）の常勤職員数 234人 期初の常勤職員数の見込み 234人 期末の常勤職員数の見込み 234人 〔参考2〕 中期目標期間中の人件費総額見込み 9,818百万円 (3) 業務運営能力等の向上 職員の事務処理能力の向上を図るため、業務運営能力開発向上基本計画に基づき、研修を実施する。 ① 職員の総合的能力を養成するため階層別研修（初任者、一般職員、管理職）を実施する。 ア 初任者研修	分であった ◇(2) 人員に関する指標 （指標＝常勤職員数、人件費総額） b : 計画どおり順調に実施された c : 概ね計画どおり順調に実施された d : 計画どおりに実施できなかった （各年度の年度計画において規定されている具体的な目標に基づき、達成度合を評価する） (3) 業務運営能力等の向上 ① 階層別研修の実施 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった ア 初任者研修	した。 <主要な業務実績> 期末の常勤職員数は 220 人となった。 <評定と根拠> 評定 b 常勤職員数が計画どおり 234 人を上回っていないことを確認した。 <課題と対応> 特になし (3) 業務運営能力等の向上 ① 階層別研修の実施 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった ア 初任者研修	特になし <評定と根拠> 評定 b 常勤職員数が計画どおり 234 人を上回っていないことを確認した。 <課題と対応> 特になし (3) 業務運営能力等の向上 ① 階層別研修の実施 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった ア 初任者研修	評定 法人の自己評価は、適当と認められる。 評定 法人の自己評価は、適当と認められる。
--	---	---	---	---	---	--

		<p>として、ビジネスマナー研修、初任者現場研修等</p> <p>イ 一般職員研修として、農村派遣研修、行政実務研修、統計研修等</p> <p>ウ 管理職研修として、新任管理職研修等</p>	<p>分であった</p> <p>一般職員に対し、係員、係長、課長補佐、課長代理のそれぞれの階層において職務遂行能力や資質を高めることを目的に以下の研修に参加させた。</p> <p>ア 農村派遣研修(7~2月、5名)</p> <p>イ 行政実務研修(7~6月、2名)</p> <p>ウ 係長研修(12月、8名)</p> <p>エ 中堅職員研修(12~1月、2名)</p> <p>オ 管理職基礎研修(12~2月、4名)</p> <p>管理職に対し、必要とされる知識及び技能を付与し、管理者としての能力を高めることを目的に以下の研修に参加させた。</p> <p>新任管理職研修(5~8月、6名)</p>	<p>ア 新聞購読研修(11月~3月、平成30年度新規採用予定者)</p> <p>イ 採用時衛生研修(4月、1月~2月)</p> <p>ウ 業務概要習得研修(4月、2月)</p> <p>エ ビジネスマナー研修(4月)</p> <p>オ 初任者現地研修(10月)</p>	<p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
② 職員の専門	② 職員の専門	② 専門別研修の	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	b

	<p>的的能力を養成するため、必要に応じて、会計事務職員研修、情報ネットワーク維持管理研修、衛生管理者養成研修等の専門別研修を実施する。</p> <p>ア 会計関連研修として、会計事務職員研修 イ 広報・システム関連研修として、広報研修、情報ネットワーク維持管理研修 ウ 総務・人事関連研修として、衛生管理者養成研修、個人情報保護研修 エ 監査関連研修として、内部監査研修等 オ 調査情報関連研修として、語学力向上研修、海外派遣研修、 カ 畜産関連研修として、中央畜産技術研修会、食肉基礎研修</p>	<p>的的能力を養成するため、人事異動に応じて、各部署で必要とされる能力を確保するため、必要に応じて下記の研修を受講させる。</p> <p>ア 会計関連研修として、会計事務職員研修 イ 広報・システム関連研修として、広報研修、情報ネットワーク維持管理研修 ウ 総務・人事関連研修として、衛生管理者養成研修、個人情報保護研修 エ 監査関連研修として、内部監査研修等 オ 調査情報関連研修として、語学力向上研修、海外派遣研修、 カ 畜産関連研修として、中央畜産技術研修会、食肉基礎研修</p>	<p>実施</p> <p>b :取り組みは十分であった c :取り組みはやや不十分であった d :取り組みは不十分であった</p>	<p>職員の専門能力を養成するため、以下の研修に参加させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計関連研修 会計事務職員研修（10～11月、2名） ・広報・システム関連研修 情報ネットワーク維持管理研修（11月、1名） ・総務・人事関連研修 ア 卫生管理者養成研修（8月、1名） イ 個人情報保護研修（6月、2名） ・監査関連研修 内部監査研修（7月、10月、2名） ・調査情報関連研修 ア 語学向上研修（12～3月、3名） イ 海外派遣研修（7月 USMEF 1名） ウ J E T R O 派遣研修（4月～3月、2名） ・畜産関連研修 ア 中央畜産技術研修（8～11月、13名） イ 食肉基礎研修（12月、4名） 	<p>評定 b</p> <p>職員の専門的能力を養成するための専門分野別研修を計画どおりに実施することができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>
					<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p>小項目の評定は b であり、この数値の割合が基準となる数値の90%以上であることから、評定はBとした。</p> <p>小項目の総数： 1</p>	B

					<p>評価 b の小項目数：1 × 2 点 = 2 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点 = 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点 = 0 点 合計 2 点 (2 / 2 = 100%)</p> <p>・前中期目標期間繰越積立金については、該当する勘定においてそれぞれ適切に管理されている。</p> <p><その他事項></p>
-	<p>3 積立金の処分に関する事項 畜産勘定、でん粉勘定及び補給金等勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ独立行政法人農畜産業振興機構法附則第8条第1項に規定する業務、同法第10条第5号ニ及びホに規定する業務並びに加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の第3条第1項に規定する業務に充てることとする。</p>	<p>3 積立金の処分に関する事項 畜産勘定、でん粉勘定及び補給金等勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）附則第8条第1項に規定する業務、同法第10条第5号ニ及びホに規定する業務並びに加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第3条第1項に規定する業務に充てる。</p>	<p>○ 3 前期中期目標期間繰越積立金の処分 b : 積立金を充てた理由等は適切であった d : 積立金を充てた理由等は不適切であった</p>	<p><主要な業務実績> (畜産勘定) 畜産勘定の前中期目標期間繰越積立金は、旧農畜産業振興事業団より承継した株式会社への出資の持分として、機構法附則第8条第1項に基づき管理している。 (でん粉勘定) でん粉勘定の前中期目標期間繰越積立金 2,214 百万円は、機構法第10条第5号ニ及びホに規定する業務に充てるため、同勘定において管理している。 (補給金等勘定) 補給金等勘定の前中期目標期間繰越積立金 10,890 百万円は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第3条第1項に規定する業務に充てるため、同勘定において管理している。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 前中期目標期間繰越積立金は、畜産勘定、でん粉勘定及び補給金等勘定においてそれぞれ適切に管理されている。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>

4. その他参考情報

特になし